

CSW64 北京+25 公式文書(1-2)

公式文書 3 の続き

房野 桂 訳

国際婦人年連絡会

JAWW

CSW64 北京+25 公式文書(1-2)

公式文書 3 の続き

2. 「行動綱領」を実施するために各国が取った行動

101. 貧困から抜け出す持続可能な道を女性に提供し、適切な水準の生活への権利を確保するには、社会保護と公共サービスへのアクセスにおける根強い不平等に対処することが必要である。国の報告書に基づいて、政策とプログラムの実施の傾向が、(a)女性の貧困をなくすためのジェンダーと年齢に対応した社会保護制度への女性のアクセスの強化、(b)女性と女兒のための質の高い教育と生涯学習の保障、(c)料金が手頃で、質の高い健康サービスへのアクセスを女性に提供することという3つの領域で現れてきた。

(a)女性の貧困をなくすためにジェンダーと年齢に対応した社会保護制度への女性のアクセスを強化する

102. 下限を含めたジェンダーと年齢に対応した社会保護制度は、女性が貧困に対して最も脆弱な時に、女性の生活の特定の時期に所得の安全保障を提供するために極めて重要である。70%の国々は、女性の貧困を根絶するその努力の一部として、社会保護を導入または強化してきたことを報告した。社会保護は、子ども・家族給付、妊産婦保護、失業支援、雇用傷害給付、病気給付、高齢給付、障害給付、料金が手頃な医療ケアへのアクセスを含め、包括的な生涯の保護を提供する計画よりなる(E/N.6/2019/3)。社会保護の範囲と給付の程度におけるジェンダー格差は、依然として広がっている。例えば、高齢年金へのアクセスにおける世界的なジェンダー格差は、10.6ポイントである¹。女性が比較的良好にカバーされているところでさえ、その給付レベルは、男性よりも低い傾向にある²。例えば、欧州連合では、女性の年金は、平均して男性の年金よりも36.6%低い。アフリカ、アジア、アラブ諸国では、特に、全体的な社会保護の範囲は、投資不足のために依然として低い³。

103. 36%の国々は、掛け金のある社会保護計画への女性のアクセスを強化し、その点でジェンダー偏見を減らす措置を報告した。欧州の国々は、子どもまたはその他の扶養家族を世話するために雇用を離れた期間と離婚時に剥奪する年金の規定を償う年間貸付を通して女性の年金資格を強化する措置に関して報告した。そのような措置は、保険に基づくまたは掛け金のある計画の場合のように、特に資格が雇用と密接に結びついている場合に労働市場が不利な条件に置き、ケア責任が女性の社会保護へのアクセスを妨げるやり方を矯正するために立案されている。高齢期に女性の所得の安全保障に緊縮措置が与える否定的インパクトをそのような措置が帳消しにできる程度は依然として不確かである。IMFの国別報告書は、より厳しい掛け金の要件が、49の開発途上国と37の高所得国で、差し迫った年金改革の一部と

¹ ILO、*働く女性: 2016年の傾向*(2016年)。

² 欧州委員会、*欧州連合における男女間の平等に関する報告書*(ルクセンブルグ、欧州連合出版事務所、2018年)。

³ ILO、*2017-19年世界の社会保護報告書*。

して検討されつつあることを示している⁴。

104. 49%の国々は、非正規雇用に使っている女性、移動女性と難民女性を含めた特定の母集団のための社会保護へのアクセスを改善するための措置を報告した。掛け金のある計画を彼女たちにまで拡大することは、特に開発途上国において、依然としてカギとなる課題である。国々の中には、家事労働者または非正規事業の被雇用者のような非正規賃金雇用の労働者が、雇用者がその分け前を寄付するよう奨励または義務付ける措置によって到達されるようになってきたところもある。しかし、非正規の自営業の多くの労働者は、程度の低い定期的な掛け金も生み出すことができず、掛け金を支払う認められた雇用者もいない。これは非正規の自営業と無償の家庭労働の女性について特に言えることである。一般的な政府の所得からのかなりの助成金が、こういった集団の限られた掛け金能力を補うために必要とされる。

105. 52%の国々は、ほとんどが幼い子どものいる貧しい家庭を対象とした掛け金のない現金給付計画を実施してきたと報告した。社会援助ともいわれるそのようなプログラムは、特に女性の間で社会保護の範囲の増加に貢献してきた。給付はしばしば母親に支払われ、子どもを定期的な健康診断に連れて行くまたは育児ワークショップに参加するといった条件付与に結びついている。貧困と子ども労働の削減と学校の出席率と保健サービスの利用を高めることに加えて、現金給付は、女性と女兒の意思決定力を高めること、男性のパートナーによる身体的(情緒的ではなく)虐待の削減、思春期の女子の間の HIV またはその他の性感染症の危険の削減にも関連している⁵。給付につけられる条件が、そのような良好な成果を生む際に役割を果たすのかどうかは、依然として開かれた大いに討議される問題である⁶。

106. 54%の国々は、失業中の女性のための社会保護を導入または強化したと報告した。国々は、失業保険改革、訓練と再訓練、就職サービスを強調した。地域にわたって、国々は、時にはジェンダー・クォータ制の実施、または現場での育児の提供と下水施設の規定、女性の仕事量の規制及び女性を雇用する可能性が高いセクターへの重点を伴う長期の失業または不完全雇用のための公共事業プログラムへの女性の高い参加率を報告した。

107. もう一つの良好な発展では、41%の国々が過去5年にわたって措置を取ってきたと報告している状態で、より多くの注意が掛け金なしの社会的年金に払われつつある。サハラ以南アフリカとラテンアメリカの国々を含め、多くの国々が、今では普遍的な社会年金計画を運営している。社会的年金は、以前の掛け金に結びついておらず、それによって、年金の範囲におけるジェンダー格差を埋める手助けができる。そのような計画は、普遍的なもの、家計調査に基づくもの、または年金調査に基づくものといった異なった形態で利用できる。女性は、世帯よりもむしろ個人に重点を置く普遍的計画または年金調査に基づく計画から最も利益を受けている。

⁴ Ortiz, Cummins、「緊縮: 新しい正常」。

⁵ Francesca Bastagli 他、*現金給付: 証拠は何を語っているのか? プログラムのインパクトと立案と実施の特徴の役割の厳格な見直し*(ロンドン、海外開発機関、2016年); Sarah J. Baird 他、*マラウイにへおける HIV と単純ヘルペス 2 型の広がりに関する学校教育の他の現金給付プログラムの効果: クラスター無作為試験*、ランセット、第 379 巻、第 9823 号(2012年4月)。

⁶ Stephen Kidd、「条件を付けるか付けないか: 証拠は何か?」、*国際開発の社会政策に関する道の展望*、第 20 号(英国、オーピングトン、2016年)。

108. 国々の中には、社会保護給付の管理と支払いに、デジタル技術をますます利用していると報告したところもある。そのような技術は、効率、説明責任、透明性を改善する可能性があり、より効率的に女性に到達することに貢献できる。しかし、社会保護制度の自動化と共に現れるかも知れない新しい危険と偏見について懸念がある。社会保護受益者を明らかにし、給付を払いきり、条件の遵守を監視する目的で、大量の生体認証及びその他のデータを収集することは、プライバシーの侵害を恐れて、受益者に不当に社会保障への権利を諦めさせるかも知れない⁷。自動化された意思決定制度でのアルゴリズムと人口知能の利用が、緊縮の状況で、給付へのアクセスを促進するよりはむしろ、「貧しい人々のプロフィールを作成し、監視し、罰する」ために利用されることもある⁸(A/74/493)。女性は貧困の中で暮らし、他人のケアに対して責任を持つ可能性がより高いために(セクション III.B.1 を参照)、男性よりもいっそう厳しくこのような傾向のインパクトを感じる可能性がある。

109. 低い給付水準と掛け金なしの計画の対処の狭さが依然として多くの状況でかなりの課題である。貧しい脆弱な集団を対象とすることは、限られた資金を最も必要としている人々につなげることを意図しているが、これがすでに不利な立場に置かれている集団の排除と汚名を思いがけず強化することもある。例えば、最も剥奪されている女性と女兒がしばしば援助の対象となる最も貧しい家庭で暮らしているとは限らないという証拠がある⁹。差別と汚名の恐れが、たとえその資格があっても貧しいまたは周縁化されている女性が給付にアクセスすることを思いとどまらせるかも知れない。代わって、条件付与が、従わない場合に給付が取り上げられる時、母親の義務としての育児についてのジェンダー固定観念を強化し、女性の時間に対する需要が増え、権利保持者としてのその立場を損なう¹⁰。

110. 自動化に関連する増加する所得の不安定と職の喪失に応じて近年再び出てきた提案である普遍的な基本的所得の特徴の中には、対象を絞った、条件付きの、しばしば世帯を基盤とした取組に対する既存の掛け金なしの計画の代替手段を提供するものもある。

(b) 女性と女兒のために質の高い教育と生涯学習を保障する

111. 教育は、女性と女兒の能力を拡大する最も有力なツールであり、有害な差別的な規範を変え、貧困を根絶し、持続可能な開発を強化する。最近数十年で女兒の教育で遂げられた大きな進歩にもかかわらず、格差は依然として残っている。提供される教育と訓練の質とジェンダーに対する対応性にも、詳細な注意が必要である。

112. 国々は、ローン、助成金、奨学金、現金給付を通じた経済的性質のものを含めた障害を克服し、女兒に、学校に通い、修了する奨励策を提供する継続中の努力を報告した。国々は、機能的な学校環境を醸成し、学問の男子支配の分野に女兒の数を増やし、学校から仕事への移行を支援し、女性のための生涯学習を奨励するイニシアティブも報告した。

⁷ Magdalena Sepulveda Carmona, 「社会保護制度における生体認証技術の利用: ジェンダーの視点」、北京+25 に関する専門家グループ会議のために準備された文書、ニューヨーク、2019年9月。

⁸ Virginia Eubanks, *不平等を自動化する: ハイテク・ツールはいかに貧しい人々のプロフィールを作成し、監視し、罰するか?*(ニューヨーク、セント・マーティンズ出版、2018年)。

⁹ Brown, Ravallion, van de Walle, *貧しい個人は主として貧しい家庭に見られるのか?*

¹⁰ 国連ウィメン、*2019-2020年世界の女性の進歩*。

113. 世界的に、60%の国々が、安全でハラスメントのない包摂的な教育環境を推進する措置を報告した。これらにはごく普通に、学校での若い人々向けの意識啓発キャンペーン、教員の教育者のための教材と防止訓練の提供、学生、親、教員、教育者のための心理的暴力、サイバーハラスメント、サイバーいじめに対する学校を基盤としたプログラムとサイバー安全教育が含まれる。

114. ほとんどの国々で、教員の大半は女性である。しかし、ある状況、特に農山漁村と国内避難の場では、女性教員の不足がある。より厳格なジェンダー規範のある国々では、女性教員は、女兒を学校にひきつけ、その学習成果を改善することができる¹¹。女性教員が大多数である国々においてさえ、これに釣り合っただけで学校の指導的地位に昇格する女性は男性よりも少ない。

115. 若者、特に女兒をエンパワーする政策に関する進歩は、場合によっては課題となってきたが¹²、4分の3の国々は、カリキュラムをよりジェンダーに対応したものにし、偏見を撤廃するイニシアティブを報告した。3分の2は、教員と教育者の間のジェンダー平等と人権訓練を改善する措置を報告した。学校の教科書、プログラム、カリキュラムにおけるジェンダー役割の固定観念的な描き方を撤廃し、人権、ジェンダー平等及び包括的な性教育に重点を置く教育の提供に加えて、国々の中には、多様性と包摂により重点を置いたところもあった。

116. 37%の国々は、学校インフラを改善するために活動したと報告した。東アジアと東南アジアではこの数字は86%であり、中央アジアと南アジア及びサハラ以南アフリカでは60%であった。汚名を減らすための措置であり月経衛生管理のためのより良い快適さである別個のトイレ施設のある学校の安全で適切な下水施設は、改善のカギとなる領域であった。適切な下水施設の欠如は、思春期の女子に不相応な悪影響を及ぼす。世界的に、23%の学校が、2016年には下水道サービスを欠いており、半数を少し超える学校に、基本的な衛生サービスがあった。

117. 約半数の国々、特に東アジアと東南アジア、サハラ以南アフリカ、ラテンアメリカとカリブ海及びオセアニアの国々は、思春期の妊娠を防止し、妊娠したり母親になったりする時に思春期の女子が教育を継続できるようにする措置を報告した。思春期の妊娠の防止は、中央アジアと南アジア、欧州、北米、西アジアではあまり優先事項ではないようであった。妊娠中と母親である間に学校にとどまる思春期の女子の権利を保護する法律の制定において進歩が遂げられて来たが、サハラ以南アフリカの4か国は、いまだに妊娠中の女兒が公立校に通うことに関して前面禁止を施行している¹³。法の下で継続するアクセスが保障されているところでさえ、脆弱な実施と育児サービスのような実際的な支援の不在のために、女兒は教育を継続するためにもがいている¹⁴。多くの国々は、思春期の妊娠を防止するために意識啓発キャンペーンを行ったと報告したが、妊娠した女生徒と若い母親の間の学校への引き留めを改善する措置を報告したところはほとんどなかった。

118. 60%近くの国々が、STEM学習における女兒と女性の数の少なさを正すイニシアティブを報告し

¹¹ ユネスコ、2016年世界教育監視報告書: ジェンダー見直し---万人のために持続可能な未来を創る(パリ、2016年)。

¹² Roggeband, Krizsan, 「女性の権利に対する民主的後退とバックラッシュ」(セクションI脚注を参照)。

¹³ ユネスコ、2019年世界教育監視報告書; ユネスコ、2018年世界教育監視報告書---教育におけるジェンダー平等への公約に応える(パリ、2018年)。

¹⁴ ユネスコ、早期の望まない妊娠と教育部門: 証拠の見直しと勧告(パリ、2017年)。

た。欧州では、72%の国々が、東アジアと東南アジア(33%)と中央アジアと南アジア(40%)に比して、この領域での措置を報告した。特別措置には、産業界とICTセクターとパートナーを組んだデジタル・エンパワーメント・プログラムと訓練及び固定観念と闘い、STEM関連の訓練と教育への女性の関心とアクセスを高めるイニシアティブが含まれた¹⁵。ほとんどの国々は、女性と女兒の技術教育への参加を推進する統合された政策枠組またはSTEM教育と研究におけるその地位の向上のための制度的メカニズムを欠いている¹⁶。

119. 71%の国々は、男性に比して女性の間から学校から仕事へ移行の低い率に対処するために極めて重要な技術訓練・職業訓練への女兒のアクセスを改善する措置を取ったと報告した。特別措置には、そのような訓練の質への投資、職に基づく訓練または徒弟制度の拡大、強化された高等学校カリキュラムと新しい短期学位サイクルの拡大が含まれた。国々の中には、そのような訓練を通して非伝統的セクターに入るよう女性を奨励するために努力が払われてきたと報告したところがあった。しかし、多くの場合、そのようなプログラムは、女子学生を食糧と栄養、美容術と裁縫のような分野につなげることにより、ジェンダー固定観念を永続化し続けている¹⁷。

120. 特に欧州で、労働力に再参入する女性を、職業訓練を受けるよう奨励する努力が継続している。国々は、識字を含め、徒弟制度と非正規教育イニシアティブを通して女性のための特別スキル訓練を実施してきた。多くの開発途上国で、女性、特に農山漁村女性の間で、限られた識字と基本的スキルは、成人教育と生涯学習機会を完全に利用できないことを意味する。成人教育の必要性も、しばしば、人道の場で見過ごされ、強靱性のための技術を築き、女性の経済的エンパワーメントを支援する機会が、そのようにして見失われる¹⁸。

121. 教育に関する世界的公約に応えるための主要な課題は、公共投資の慢性的欠如である。ユネスコは、国々は、少なくとも国内総生産(GDP)の4%から6%または総公共支出の15%から20%を、質の高い包摂的で公正な教育が万人のために提供されることを保障するために配分すべきであると推定している。2017年に、地域にわたる少なくとも43か国と所得レベルは、どちらの基準にも応えなかった¹⁹。

122. 公共教育の根強い資金不足は、教育の民間セクターの規模と範囲の急速な拡大と時期を一にし、誰も取り残さないという公約を危険にさらしている。多くの状況で、これが、貧者がますます資金不足の公立校または学費の安い私立校に集中するので教育機会の不平等を高めてきたが、一方、比較的所得の高い集団は、公立の制度を選択している(A/69/402、A/HRC/29/30、A/70/342及びA/HRC/41/37を参照)。女子差別撤廃委員会は、教育への女兒と女性の権利に関するその一般勧告第36号(2017年)で「民営化が、女兒と女性、特に貧しい家庭の女兒に対して特別な否定的結果を与える」ことを強調した。家族は、教育を受ける女兒の見返りは、男児の場合よりも低いかも知れないという認識に基づい

¹⁵ ユネスコ、2010年世界教育監視報告書。

¹⁶ Wajcman、「デジタル革命」。

¹⁷ 同上。

¹⁸ ユネスコ、2019年世界教育監視報告書。

¹⁹ 同上。

て、女兒の教育にはあまり投資したがないかも知れない。私立の教育提供者も、しばしば、女性が圧倒的に多い教員のためにディーセント・ワークを推進できないでいる。例えば、学費の低い学校の経費を抑えるための主たる戦略は、公立の学校の教員の給与表より安く、しばしば最低賃金より低く教員を雇うことである²⁰。

(c) 料金が手頃で、質の高い、保健サービスへの女性のアクセスを保障する

123. 性と生殖に関する健康を含めた料金が手頃で質の高い保健サービスへのアクセスは、女性のエンパワーメント、健康と福利及び貧困根絶にとって極めて重要である。53 の開発途上国からのデータは、女性の 57.1% が、保健ケアにアクセスする際に、4 つの問題の少なくとも 1 つを経験していると報告していることを示している。地理的・財政的障害が、3 分の 1 近くの女性によって最も頻繁に引用され、次いで独りで出かけたくない(25.3%)や許可を得る必要がある(16.1%)といったような社会的障害がこれに続く。障害はしばしば、重複し、重なり合う形態の差別に直面している女性と女兒にとって複雑化されている。農山漁村と都会の違いは、都会の同僚の 2 倍の農山漁村女性が問題として距離を報告している状態で、特に明らかである。先進国でも、女性と男性は、長い待ち時間、アポイントメントを取る際の遅れ、長い距離、過度の経費に関連する困難に直面し続けている²¹。

124. 3 分の 2 の国々は、ユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジと公共サービスの拡大を通して女性と女兒のための保健サービスへのアクセスを改善する行動をとってきたと報告した。ユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジ資金提供メカニズムは、自費の支払いのニーズを減らしたり、なくしたりすることを意図するものである。財政的障害に対処するために国によって報告された共通の措置には、妊産婦ケア、HIV テスト、ヒトパピローマウイルス・ワクチン、乳がん・子宮頸がん検査のような無料または助成金のある特別サービスの提供のみならず社会または地域社会を基盤とした健康保険の拡大が含まれた。ユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジ改革が組織的にありとあらゆる性と生殖に関する健康問題と権利に対処することを保障するには、依然としてかなりの課題が残っている。

125. 国々は、移動診療所と地域社会の保健ワーカー・プログラムを通じた農山漁村・遠隔地域のための保健改良サービスのみならず、プライマリー診療所と妊産婦待機ホームを含めた保健ケア・インフラへの継続する投資を報告した。国々の中には、携帯電話を基盤とした保健情報、カウンセリング及び監視、到着時に難民と亡命者を保健制度に接続するためのドローン(緊急保健用品を配達するための)や電子保健記録のような技術を利用していると報告したところもある。国々の中には、保健制度を移動女性と女兒をより包摂するものにするための特別措置を報告したところもある²²。

126. 49% の国々は、女性と女兒に対する暴力の防止と対応において保健ケアを支援するための訓練とプロトコールに特に重点を置いて、保健サービス提供者のためのジェンダー対応訓練を提供してきたと報告した(セクション III.C を参照)。重複し、重なり合う形態の差別に直面している女性と女兒は、質

²⁰ Prachi Srivastava, 「学費の安い私立の学校教育の世界的規模拡大を問う: 企業、慈善、PPPs」、Antoni Verger, Christopher Lubienski, Gita SteinerpKhamisi 編、2016 年教育普及年鑑: 世界の教育産業(英国, アビンドン、ルートレッジ、2016 年)中。

²¹ 欧州ジェンダー平等機関、北京+25。

²² Gita Sen, Veloshnee Govender, Salma El-Gamal, 「原則から実践へ: 普遍的でジェンダーに対応した保健ケア」、CSW63 中のリ専門家グループ会議のために準備された背景文書、ニューヨーク、2018 年 9 月。

の悪い保健サービスによって最も悪影響を受けている。暴力と暴力の恐れ、汚名と差別及び無償のケア労働責任が、HIV 治療とケア・サービスにアクセスを得る際に女性が直面する主要な障害である²³。欧州諸国の中には、LGBTI 社会の人々のための保健サービスへのアクセスを改善するための特別行動を報告したところもある。

127. ほとんどの国々は、安全な母性プログラム、臨床ガイドライン及びケア、対象を絞った出産計画、より多くの助産師ユニット、家庭訪問、出産クラス及び出産前診断、育児訓練、及び出産に男性をかかわらせる努力の基準を改善するために行動をとってきた。しかし、多くの女性は、継続して基本的な妊産婦ケアを欠いており、ある者は、任意の、明白な、情報を得た同意なく、医学的に正当化されない介入を経験している²⁴。例えば、10%以上の帝王切開率は、人口レベルでの比較的低い妊産婦・新生児死亡率とは関連していない。しかし、121 か国での 18.5%の出生は、地域平均がアフリカの 7.3%からラテンアメリカとカリブ海の 40.5%にわたる状態で、帝王切開によって起こっている²⁵。比較的若く、あまり教育を受けていない女性、貧しい農山漁村の背景の女性、先住民族、アフリカ系及び移動女性、障害を持つ女性、未婚の女性及びシングル・マザーは、出産中に同意のない手続き、虐待、ネグレクトの悪影響を特に受けていることを調査が示している²⁶。ラテンアメリカでは、そのような慣行が、産科暴力事件としてますます討議されており²⁷、この地域の国々の中には、この問題に対処するための措置を取ったと報告したところもある。

128. 86%の国々は、性と生殖に関する健康と権利に重点を置いて、女性と女兒のための特別な健康サービスを拡大してきたと報告した。国々は、無料のまたは助成金のある避妊と緊急避妊を含め、望まない妊娠を防止するための避妊法の供給を増やし、需要を奨励する努力を報告した。しかし、国々の中には、性と生殖に関する健康サービスへのアクセスが未婚の女性と思春期の若者に対しては法律によって未だに制限されているところもある。例えば、親または後見人からの同意を得る必要性が、思春期の若者が家族計画、HIV 検査またはカウンセリングへのアクセスを求めることを妨げるかも知れない。既婚または同棲している 15 歳から 49 歳までの女性のわずか 57%が、性関係と避妊具と性と生殖に関する健康サービスの利用について自分自身で決定している²⁸。

129. 37%の国々は、中絶に関して報告した。中絶を非犯罪化し、中絶が合法的である根拠を拡大する法改革は、欧州、サハラ以南アフリカ、ラテンアメリカ、オセアニア及び南アジアにわたる 9%の国々によって報告された。他の国々は、既存の法律がますます課題となりつつあると報告した。危険な中絶が

²³ エイズ・ワクチン提唱連合(AVAC)、ATHEMA ネットワーク、サラマンダー・トラスト、*HIV 治療への女性のアクセスに対する障害: 世界的見直し*(ニューヨーク、国連ウィメン、2017 年)。

²⁴ Mixhelle sadler 他、「無礼と虐待を超える: 産科暴力の構造的側面に対処する」、*性と生殖に関する問題*、第 24 巻、第 47 号(2016 年)。

²⁵ Ana Pilar Betrain 他、「帝王切開率の増加する傾向: 世界・地域・国内の推定: 1990-2014 年」、*PLoS ONE*、第 11 巻、第 2 号(2016 年)。

²⁶ Meghan A. Bohren 他、「4 か国の施設を基盤とした出産中に女性はどうに扱われているか: 出産観察と地域社会を基盤とした調査とのセクション全体にわたる調査」、*ランセット*、第 394 巻、第 10210 号(2019 年 11 月); Betron 他、「妊産婦ケアにおける誤診に対処するためのアジェンダを拡大する: 地図となった見直しとジェンダー分析」、*性と生殖に関する健康*、第 15 巻、第 143 号(2018 年)。

²⁷ Sadler 他、「無礼と虐待を超えて」。

²⁸ 国連ウィメント国連、「*持続可能な開発目標*」に関する進歩: 2019 年のジェンダー・スナップショット(2019 年)。

広がっている国々では、最も貧しく最も若い女性たちの命と健康が最も危険にさらされている。中絶が合法的である国々の中には、料金が手頃であり、女性が安全にアクセスを得ることができることを保障する政策と措置の実施に関して報告したところもあった。国々の中には、中絶後のケアが女性に利用できることを報告したところもあった。またある国々では、流産の場合を含め、そのようなサービスを利用しようとする女性に対する措置がまだ設置されているところもあった。

130. 思春期の女子の性と生殖に関する健康と権利は、国々の中に機密の法的、医学的、心理的助言と支援を提供する若者に優しい若者のためだけの保健センターの創設について報告したところもある状態で、依然として重点であった。早期出産と性感染症を防止する措置は、ほとんどの国々で意識啓発キャンペーン、献身的なウェブサイトと携帯のアプリを含めた情報の普及と避妊法へのアクセスを通して継続している。ジェンダーと権力に対処するカリキュラムは、妊娠率と性感染症の率の減少を含め、関連していないカリキュラムよりもかなり良好な成果に繋がっている²⁹。半数以上の国々が、学校で、または地域社会のプログラムを通して包括的な性教育を強化してきたと報告した。国々の中には、包括的な性教育に対するジェンダーに対応した権利に基づく取組を追求していると報告したところもあった。

131. 国々は、女性と女の子のための HIV 予防、治療、ケアへのアクセスを広げる努力も報告し続けた。頻繁に引用される措置には、HIV の母親から子どもへの感染を防止するプログラム、女性に対する暴力を防止し、子ども結婚を撤廃するイニシアティブが含まれた。国々の中には、HIV テストと防止サービスを推進する国の HIV 計画と措置を通して、若い女性の間の新感染に対処する努力を報告したところもある。しかし、思春期の女子と若い女性の間での HIV 予防の知識は、15 歳から 24 歳までの女性 10 人中わずか 3 人しか HIV についての包括的な知識をもっていない状態で、過去 20 年で依然として低いままであった³⁰。特にサハラ以南アフリカでの若い女性と思春期の女子の間での HIV の新感染率を減らすためには、予防サービスが、不平等なジェンダー規範にさらに注意を払い、この問題に関する女性と女の子の知識を広げることが必要である。

132. 国々にわたって、公共の保健制度のための十分に維持される資金調達は、依然として、すべての女性と女の子のための良質のサービスへのアクセスを保障するために、克服されるべき最大の障害の 1 つである。公共の保健支出は、ほとんどの地域で増加してきているが、依然として、特に比較的貧しい国々で普遍的アクセスを保障するには悲しいほどに不適切である。2016 年に、高所得国の政府は、低所得国の 500 倍多く一人当たりの保健に費やした³¹。平均して、低・低中所得国の家族と個人は、高所得国の 15% から 20% に比して、自費で総保健経費の約 40% を担っていた³²。IMF の国別報告書と支出データの分析によれば、14 の開発途上国を含めた 33 か国の政府が、過去に男性よりも女性に不利であることが示されてきた、典型的に利用者料金、医療職員の削減、比較的高い医薬品に対する共同支払いを

²⁹ Paul Montgomery, Wendy Ker, 性教育に関する証拠をも直し: 性教育に関するユネスコの国際技術ガイダンスの最新情報を伝える報告書(パリねユネスコ、2016 年)。

³⁰ 国連エイズ、「女性と HIV: 思春期の女子と若い女性へのスポットライト」(ジュネーブ、2019 年)。

³¹ 世界銀行、世界開発指標データベースに基づく国連ウィメンの計算、<http://datatopics.eotlnsnk.otheotlf-frbrlrmrny-infivsyotd> より閲覧可能(2019 年 11 月にアクセス)。

³² Ke Xu 他、「ユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジのために世界の保健支出に関する新しい展望」(ジュネーブ、WHO、2018 年)。

含む財政再建の状況での保健改革を考慮していた³³。

3. 今後の行動と促進された実施のための優先事項

133. 国々は、社会保護と公共サービスへのより良いアクセスを通して女性間の貧困を削減するために、過去5年間にわたって、かなりの努力を払ってきたと報告した。これは、より多くの女性に現金へのアクセスを提供し、識字におけるジェンダー格差を狭め、妊産婦保健を改善して、重要な進歩という結果となってきた。国々は、社会保護制度と公共サービスをより女性の権利とニーズに対応するものにする様々な措置も報告してきた。こういった努力は、特に貧しい周縁化された集団の女性と女兒のために残る格差を埋めるために、継続する必要がある。汚名を避け、財政的・政治的持続可能性を保障するために、こういった集団のためのイニシアティブは、連帯、危険の分かち合い及び再配分に基づいて普遍的な制度を確立することを目的とするより幅広い努力の一部となる必要がある。

134. 相乗作用に備え、女性の貧困の重複する側面に対処するために、国々は、人生航路にわたって女性と女兒が直面する危険と脆弱性に対処するために社会保護と公共サービスを結びつける組織的取組に向けた部門別政策を超えて動くべきである。3つの政策的優先事項が見直しから現れる。第一に、国々は社会保護と公共サービスをもっと明確に不平等な力関係の変革に向けるべきである。アクセスは、その目標を達成するにはしばしば十分ではなく、もしジェンダー平等に対する障害が依然として対処されないならば、相乗作用は見失われるかも知れない。第二に、性と生殖に関する健康と権利を社会保護と保健と教育政策の中心に据えることは、女性と女兒のエンパワーメントにとって極めて重要であり、「行動綱領」を全体として実施する際の進歩を促進する可能性がある。第三に、教育達成度におけるジェンダー格差を埋めることがより平等な雇用機会になることを保障するために、技術・職業教育と訓練プログラムは、より首尾一貫して、女性が直面する労働市場の障害に対処し、「非伝統的」分野への参画を支援する必要がある。

135. 女性の貧困をなくすには、経済的考え方の大変化とジェンダーに対応した公共サービスと社会保護制度のための持続可能な資金調達を保障する経済的力関係の急進的な再構成が必要である。そのような支出は、個人、経済、社会のために生み出す良好な外面性に照らして、投資とみなされるべきである。従って、財政政策は、累進的な所得・富裕税を通してジェンダー及びその他の不平等を減らすために立案されるべきである。社会保護と公共サービスは、民間セクターの儲けよりもむしろ公共セクターの投資の目的でなければならない。民営化と公・民パートナーシップが女性と女兒、特に貧しい周縁化された集団の女性と女兒に与えるインパクトは、注意深く対処される必要があり、差別なく万人のための質とアクセス可能性と料金の手頃さを保障するために、説明責任メカニズムが設置される必要がある。

暴力、汚名、固定観念からの自由

カギとなるメッセージ

- ・男女間の不平等な力関係に根がある女性と女兒に対する暴力は、沈黙の疫病的危機として根強く続いている。

³³ 国連ウィメン、

- ・技術とメディアの急速な変化が、女性と女兒に対する暴力の永続化のための新しいスペースを生み出している。
- ・女性と女兒の暴力、汚名、固定観念からの自由を保障するために、国々は公共と民間のスペースでの女性に対する暴力に関する法律を強化し、施行し、女性が司法にアクセスできることを保障し、支援サービスへのさらなるアクセスを提供し、女性と女兒に対する暴力が起こる前にこれを防止し、技術とメディアがジェンダー固定観念と女性に対する暴力に与えるインパクト認める行動を優先してきた。
- ・女性と女兒のための法律と政策、包括的で調整されたサービスを実施し、暴力の根本原因としてのジェンダー不平等と取り組むための長期的投資が必要とされる。
- ・相当の注意義務の原則が、メディアと技術がジェンダー固定観念と女性と女兒に対する暴力を永続化することによって害を与えることがないことを保障するために支持されなければならない。

136. 近年、#MeeToo、#TimeUp、#BalanceTonPore 及び#NiUnaMentos のようなますます多くの世界的・国内的運動が、女性と女兒に対する暴力の広がる性質に注意を引き(重大問題領域 D)、さらなる説明責任とより多くの行動を要求するために現れてきた。前例のない数の女性が、その組織的性質に関する沈黙を破って、暴力について声を上げてきた。女性と女兒に対する暴力は、日常の差別とセクハラから「名誉」殺人とフェミサイドに至るまで、男女間の不平等な力関係に根がある。

137. ジェンダー固定観念とメディアにおける女性の否定的な描き方の根強さが(重大問題領域 I)、女性と女兒に対する暴力とより幅広いジェンダー不平等を助長する要因として明らかにされてきた。女性と女兒が暴力、差別、汚名、固定観念を受けないことを保障することは、実体的平等の達成にとって極めて重要であるのみならず、貧困根絶(「目標 1」)、保健(「目標 3」)、教育(「目標 4」)及びディーセント・ワーク(「目標 6」)のような「持続可能な開発目標」のいくつかの達成にとっても極めて重要である。女性に対する暴力と取り組むことは、女性に対する暴力が国内の紛争の勃発の最も強い前兆の 1 つであることを仮定すれば、万人のためのより平和で非暴力の社会を醸成する(「目標 16」)ことにも寄与する³⁴。「行動綱領」は、女性に対するあらゆる形態の暴力をどのように防止し、撤廃するか及びメディアでの女性のバランスの取れた描き方に関するカギとなる政策ガイダンスを規定している。

138. 「北京行動綱領」実施の 2015 年の見直し以来、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者は、政治における女性に対する暴力(A/73/301)及び技術が促進する暴力(A/HRC38/47)を含め、新たな問題に光を投げかけた。人権理事会のますます多くの特別手続きも、人身取引、人権擁護者、司法外・即決・恣意的刑の執行のようなトピックに関するそのテーマ別報告書で、横断的人権問題として女性と女兒に対する暴力に対するより良い理解に貢献している。

139. ILO の 2019 年の「暴力とハラスメント条約(第 190 号)」は、仕事の世界での暴力とハラスメントの女性の経験にスポットライトを当てた。「条約」の中で、正規・非正規セクターが対処され、労働者とその提唱者が政策と慣行の策定にかかわる必要性が認められ、被害者とサヴァイヴァーに対する支援が述べられ、ドメスティック・ヴァイオレンスが重点領域として含まれている。

³⁴ 国連ウィメン、紛争を防止し、司法を変革し、平和を確保する：国連安全保障理事会決議第 1325 号の実施に関する世界調査(ニューヨーク、2015 年)。

1. 世界と地域の傾向

140. 女性と女兒に対する暴力は、「公的生活または私的生活で起ころうとも、そのような行為の脅し、強制または恣意的自由の剥奪を含め、女性に身体的・性的・心理的害悪または苦しみという結果となるまたは結果となる可能性のあるジェンダーに基づくあらゆる暴力行為」と定義されている(総会決議第48/104、第1条)。女性と女兒は、様々な状況で---平和時であろうと紛争時であろうとまたは紛争後であろうと---及び家庭、地域社会及びより広い社会でほとんどが男性によって加えられる異なった重なり合う形態の暴力を受けている。

141. 女性と女兒に対する暴力のデータは、あらゆる国で、あらゆる社会経済的集団、場所と教育程度にわたって女性に悪影響を及ぼしていることを示している。最も新しいデータは、親密なパートナーからの暴力とドメスティック・ヴァイオレンスについてである。106 か国からのデータは、結婚したことのあるまたは同棲中の15歳から49歳までの女性と女兒の17.8%が、過去12か月の間に現在または以前の親密なパートナーによる身体的または性的暴力を経験してきたことを示している(E/2019/68)。女性の生涯で経験されたパートナーによる暴力を考慮する時、数字は30%に増える³⁵。過去12か月で暴力の広がりにはかなりの地域格差があり、最も高いのは後発開発途上国(24.3%)である。限られたデータと比較可能性の問題が、世界と地域の傾向分析を不可能にしている。

142. パートナーでない人からの性暴力に関する最近のデータは限られている。56の国々と2つの領土からのデータに基づいて、世界保健機関(WHO)は、2013年に、世界的に15歳から49歳までの女性の7.2%が、パートナーではない人からの性暴力を経験していると報告した³⁶。

143. #MeeToo及びその他の提唱プラットフォームは、広がっていることを示しているが、セクハラに関する世界データは利用できない。欧州連合の42,000名の女性の2014年の調査で、2人に1人の女性(55%)が15歳以来少なくとも1度はセクハラを経験しており、調査の前12か月では、5人に1人(21%)が経験したことが分かった。15歳以来少なくとも1回セクハラを経験した女性の中で、32%が、雇用の状況での誰か---同僚、ボス、または顧客---であったことを示した³⁷。中東と北アフリカ地域からの多国間調査で、40%から60%の女性が街路でセクハラを経験し、31%から64%の男性がそのような行為をやったことが分かった³⁸。3万人以上の大学生のオーストラリアでの調査で、32%の女子学生が男子学生の17%に比して、大学でセクハラを受けており、LGBTIの学生は特に危険にさらされていることが分かった³⁹。政治家、ジャーナリスト、人権擁護者を含め、公的生活・政治生活の女性は、伝統的な権力力学に挑戦するので、しばしばセクハラを受ける(セクションIII.Dを参照)。

144. 人身取引は、2016年に記録された主として成人女性の24,000名が被害者であることが分かった状

³⁵ WHO、女性に対する暴力の世界と地域の推定: 親密なパートナーからの暴力とパートナーでない人からの性暴力の広がりと健康上の影響(ジュネーブ、2013年)。

³⁶ 同上。

³⁷ 欧州連合基本的権利機関、女性に対する暴力: EU全域にわたる調査---主要な結果(ルクセンブルグ、欧州連合事務局、2014年)。

³⁸ Shereen el Feki, Garu Baker, Bian Heiliman、男らしさを理解する: 国際男性とジェンダー平等調査の結果(IMAGES)---中東と北アフリカ(カイロとワシントンD.C.、国連ウィメンとProundo、2017年)。

³⁹ オーストラリア人権委員会、コースを変えよ: オーストラリアの大学での性的攻撃とセクハラ(シドニー、2017年)。

態で、依然として世界的な問題である⁴⁰。女兒も、ますます、人身取引の被害者となっており、女性と女兒を合わせると発見された被害者の70%以上を占めている。人身取引された女性の5人中4人以上、人身取引された女兒の4人中3人近くが、性的搾取の目的で人身取引されている。しかし、強制労働のために人身取引された者の35%も女性である。

145. 女性に対する暴力は、致命的であることもある。世界的に意図的に殺害された87,000名の女性のうち半数以上(50,000人)が親密なパートナーまたはその他の家族によって殺害された。言い換えれば、世界中で137名の女性が毎日家族によって殺害されている⁴¹。3分の1以上(一日68人)が現在または以前の親密なパートナーによって殺害された⁴²。

146. 特別な集団または状況にいる女性に対する暴力に関する世界的データは限られている。しかし、調査の中には、女性は重複する形態の差別を受けまたは例えば先住民族、レズビアン、バイセクシュアルまたはトランスジェンダーであり、障害を持って暮らしており、または不安定な移動状態にあるように特に周縁化されている場合に、一層暴力の危険にさらされていることを示しているものもある⁴³。女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力は、人道危機と紛争の状況でも一層悪化する(セクション III.E を参照)。

147. 女兒は、その年齢とジェンダーのために様々な形態の暴力の危険に特にさらされている。全世界で、15歳から19歳までの約1,500万人の思春期の女子はレイプ(強制セックスとして測定される)を経験してきた⁴⁴。しかし、10か国からのデータは、その中の1%しか、専門の助けを求めないことを30か国からのデータが示している⁴⁵。

148. 世界で推定6億5,000万人の女性と女兒が、今日、18歳になる前に結婚していた。過去10年で、子ども結婚、早期・強制結婚の世界的率は減少してきている。南アジアでは、49%から30%へと最も大きな減少を経験してきた。10名の若い女性のうち約4名が18歳の誕生日を迎える前に結婚しているサハラ以南アフリカで、率は依然として高い⁴⁶。30か国からのデータによれば、少なくとも2億人の女性と女兒が、女性性器切除を受けてきた。しかし、この慣行の広がりや、2000年から2018年までの間に25%減少した⁴⁷。しかし、予想される人口増加は、データが利用できる国々で毎年女性性器切除を受けまたは早期に結婚している女兒の全体数は増えるであろうことを意味する⁴⁸。もし努力が促進されなければ、2030年までに1億5,000万人の女兒が18歳の誕生日前に結婚するであろうことを推定が示して

⁴⁰ 2018年人身取引世界報告書(国連出版物、販売番号第E.19.IV.2号)。

⁴¹ 国連麻薬犯罪事務所(UNDOC)、殺人に関する世界調査: 2018年女性と女兒のジェンダーかんれん殺害(ウィーン、2018年)。

⁴² 同上。

⁴³ Rashida Manjoo、「女性に対する暴力の連続性と効果的な救済策の課題」、国際人権法レビュー、第1巻、第1号(2012年)。

⁴⁴ ユニセフ、おなじみの顔: 子どもと思春期の若者の生活における暴力(ニューヨーク、2017年)。

⁴⁵ 同上。

⁴⁶ www.unicef.org/stories/child-marriage-around-world; ユニセフ、すべての子どもが大事にされているのか? SDGの中の子どものデータの状況(ニューヨーク、2017年)、54頁。

⁴⁷ <https://unstats.un.org/sdgs/report/2019goal-05/>を参照。

⁴⁸ www.unicef.org/stories/child-marriage-around-world; ユニセフ、すべての子どもが大事にされているのか?

いる⁴⁹。女性性器切除の医療化に向けた傾向も増えている⁵⁰。

149. 広い範囲とアクセス可能性を伴った技術の急速な進歩は、オフラインでもオンラインでも、女性に対する暴力のもう一つの道を提供している。携帯電話とインターネットの女性のオンライン・トロローリングまたはハラスメント、女性と子どもの人身取引、サイバーストーキング、プライバシーの侵害、検閲と e-メール・アカウント、電話及びその他の電子機器のハッキング、人権擁護者及びその他の政治的・公的生活を送っている女性の狙い撃ちの増加のために利用されている。世界的データは利用できないが、地域の調査で、欧州連合の女性の 10 名中 1 名が、15 歳以来サイバーハラスメント(望まない、腹立たしい、性的であることが明確な 이메일 または SMS のメッセージまたはソーシャル・ネットワーキング・サイドでの腹立たしい、不適切な接近を含め)を経験したことがあると報告していることが分かった。危険は、18 歳から 29 歳までの若い女性の間で最も高い⁵¹。技術も人身取引を促進するためにますます利用されつつある⁵²。

150. 他の要因の中で、固定観念とメディアにおける女性のかんりの代表者数の少なさが、女性に対する無礼と暴力についての有害な態度を形成する際に重要な役割を果たしている。2015 年に、女性は、2010 年の場合のように、新聞、テレビ、ラジオのニュースで声を聴き、ニュースを読み、姿を見られる人のわずか 24%を占めていた⁵³。デジタル・メディアの民主化の約束にもかかわらず、伝統的なニュース・メディアにおける女性の代表者数の乏しさは、インターネットのニュース物語やメディアのニュース・トゥイトで女性はわずか 26%を占めている状態で、デジタル・ニュースにも反映されている⁵⁴。伝統的ニュースとデジタル・ニュース物語のわずか 4%が、ジェンダー固定観念に明確に挑戦している⁵⁵。

2. 「行動綱領」を実施するために国々が取った行動

151. 国の報告書に基づいて、実施における政策のプログラムの傾向は、(a)女性に対する暴力に対処する法律の強化と施行及び司法への女性のアクセスの確保、(b)支援サービスの女性のアクセスの増加、(c)女性と女兒に対する暴力の防止、(d)技術とメディアが女性とジェンダー固定観念に与えるインパクトの承認という 4 つの領域で現れた。

152. 国内行動計画は、女性と女兒に対する暴力を撤廃する努力において、ほとんどの国々のための全体的な枠組となり続けている。世界的に、68%の国々が、過去 5 年間で、女性と女兒に対する暴力をなくすことに関する国内行動計画を導入し、更新し、拡大してきたと報告した。努力はすべて地域にわたってかなり首尾一貫したものであった。良好な発展は、女性と女兒の多様な集団が経験する対処すること

⁴⁹ 同上。

⁵⁰ Leah Selim、「必要なのは女性性器切除について知ることである：この有害な慣行がどのように全世界で何百万もの女性に悪影響を及ぼしているか」(ユニセフ、2019 年 2 月 6 日)。

⁵¹ 欧州連合基本的権利機関、*女性に対する暴力*。

⁵² 人身取引禁止機関調整グループ、「人身取引と技術：傾向、課題、機会」、説明書、第 07 号(2019 年)。

⁵³ Sarah Macharia、*誰がニュースを造るのか? 2015 年世界報告書*(トロント、基督教徒コミュニケーション世界協会他、2015 年)。

⁵⁴ 同上。

⁵⁵ 同上。

に関する国内行動計画の重点が増したことである。しかし、不適切な資金提供、実施及び監視が、計画を結果に変えることを難しくしている。

(a)女性に対する暴力に関する法律と女性の司法へのアクセス

153. 世界と地域の規範的枠組は、女性の人権の組織的侵害、一形態の差別として女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力に対処し、加害者の訴追を規定し、暴力を防止し、サヴァイヴァーを保護し、エンパワーし、支援する国の責務を定める包括的な法律を要請している。女性に対する暴力に対処する法律は、平等と非差別の原則に基づくより幅広い法的枠組に埋め込まれるべきである。

154. 5分の4以上の国々が、女性に対する暴力と闘う他の法律を導入し、強化し、実施し、施行するための行動を報告した。法改革、施行、実施の重点は、すべての地域にわたって首尾一貫していた。国々は、①被害者の保護の強化、②加害者の懲罰を増やし、他の家族を含めるためにドメスティック・ヴァイオレンス加害者のカテゴリーを拡大すること、③フェミサイド、セクハラ、ドメスティック・ヴァイオレンス、強制結婚のような異なった追加の形態の暴力の犯罪化、④例えば、ドメスティック・ヴァイオレンスの定義に心理的・経済的暴力を含めることによる、暴力の定義の拡大、⑤レイプに関して同意の新しい基準の導入により、そのような法律を強化してきた。欧州諸国の中には、女性に対する暴力に対応する政府機関の前向きな法的責務を確立してきたところもある。

155. 女性に対する暴力の法的保護措置にはかなりの格差が依然として残っている。2018年に、世界銀行は、4か国中1か国以上がドメスティック・ヴァイオレンスに関する法律を有していないことを発見した⁵⁶。わずか42%の国々が、婚姻内レイプを明確に犯罪とする法律を有していない。53か国からのデータは、その63%の国々が同意の原則に基づくレイプ法を欠いていることを示している⁵⁷。婚姻、離婚、後見、移動における女性の権利に関する差別的な家族法の規定は、暴力の被害者とサヴァイヴァーの安全と福利に関して重要な意味を持ち、女性が暴力的な関係を離れることを妨げている。近年、女性に対する暴力に関する法律のジェンダー中立性にますます変化があり⁵⁸、これが、不平等なジェンダー力関係を目に見えないものにし、被害者とサヴァイヴァーのための女性専用サービスの規模縮小を正当化するために役立っている。

156. 国々は、①ドメスティック・ヴァイオレンスと性暴力のための特別裁判所または手続きの確立、②無料の法律援助、③裁判官と法律執行担当官のための女性に対する暴力に関する訓練、④女性に対する暴力への対応に関する裁判所と法律執行機関のためのガイドラインとプロトコール、⑤電子監視システムの実施のような裁判所手続きの効率を改善するための戦略を含めた女性の司法へアクセスを改善するための法律を実施し、施行するためのいくつかのイニシアティブを取ってきた。国々の中には、ビデオ会議を通して証言することを含め、被害者とサヴァイヴァーが加害者と顔を合わせずに証拠を出すことができるようにしているところもある。専門家移動裁判所は、農山漁村と遠隔地でのアクセスを改善するために出現してきた。保護命令の利用可能性は、依然として最も普通の措置の1つである。

⁵⁶ 世界銀行、2018年女性、企業、法律。

⁵⁷ 国連ウィーン、「持続可能な開発目標に関する進歩」。

⁵⁸ 2015年から2019年までの女子差別撤廃委員会の報告書からの情報。

157. かなりの障害が、法律の実施と施行を妨げ続けている。これらには、資金不足、制度的障害、家父長的制度、安全保障、警察、司法機関のようなサービスにおいて広がっているジェンダー固定観念が含まれる。通報率の低さは、女性が正規の司法制度で障害に直面し続けており、あまり信用していないことを示している。利用できるデータのあるほとんどの国々で、暴力を受けている女性の40%未満しか助けを求めない⁵⁹。助けを求める者の中で、10%未満しか警察には訴えない⁶⁰。農山漁村と遠隔地の女性は、裁判所と法律施行職員までの距離によって妨げられ、言語的・文化的障害もある。低所得の状況では、裁判所と法律執行機関は、しばしば、効果的に対応する能力を欠いており、女性が暴力を通報した場合に、これらは、しばしば、例えば、実際に暴力の危険を高めまたは暴力を正当化するすることもある首尾一貫しない保護命令の適用を通して不適切なやり方で対応する。

(b) 支援サービスへの女性のアクセス

158. 暴力を経験した女性のための支援サービスは、それらが包括的で、よく調整されており、学際的で、アクセスでき、質が高く、維持され、多部門的であり、あらゆるレベルで対応し、サヴァイヴァーの視点を特徴とする時に最もうまく作用する⁶¹。これらは、被害者を中心とし、女性の人権、安全性及びエンパワーメントに重点を置き、二次被害を避けるように立案されていなければならない(A/RC/35/30、パラ42)。

159. 87%の国々が、①電話ホットラインと事例管理とリファラール・サービスの創設、②女性専門の警察署または警察署での女性ユニットの設立、③他の支援サービスと連携した専門裁判所の設立、④カウンセリングと法律サービスの提供、⑤政府機関とサービス提供者のための女性に関する暴力に関する訓練、⑥シェルターを含めた住居支援、⑦サヴァイヴァーのための保健サービスの提供を通して、暴力サヴァイヴァーのためのサービスを導入または強化したと報告した。虐待的なパートナー関係を離れる女性の経済的自立を強化する必要性を認めて、国々の中には、被害者とサヴァイヴァーが有償労働に参入する手助けをしたと報告したところもあった⁶²。国々の中には、サービスの範囲、首尾一貫性、対応性を改善するために調整・監督・監視機関を導入したと報告したところもあった。

160. 技術は、特に先進国において、支援とリファラール・サービスでますます利用されつつある。例えば、携帯電話のアプリは被害者とサヴァイヴァーによる警察または支援サービスへのアクセスを促進するために開発されつつある。全地球測位システム(GPS)の支援は、援助を必要としている人の位置を突き止めたために利用されつつある。例えば、女性の公共交通または上下水道政策での女性の安全性のようなより幅広い公共サービスの立案において女性と女兒に対する暴力にも一層の注意が払われつつある。雇用者と労働者の団体も、暴力に対応する際にますます多くの役割を果たしている。

161. カギとなる問題領域には、慢性的なサービスの欠如、サービスにアクセスを得る際の困難、資金不足及びそのようなサービスとこれが代わって今後の害悪に女性をさらす危険を高める保護命令の

⁵⁹ 2015年世界の女性：傾向と統計(国連出版物、販売番号第De.15.XVII.8号)。

⁶⁰ 同上。

⁶¹ 国連ウィメン他、モジュール1：全体像と導入---暴力を受けている女性と女兒のための基本的サービス・パッケージ：ケアの要素と質のガイドライン(2015年)。

⁶² 国連ウィメン、2019-2020年世界の女性の進歩。

ような措置との間の統合された取組を生み出すことができないことが含まれる(A/HRC/35/30)。携帯電話のアプリのようなサービスは、一連の包括的な基本的サービスの一部である必要がある。住居、教育、雇用の領域でのサヴァイヴァーのための精神衛生サービスと長期支援も欠けている。非効率的であることに加えて、サービスの間及びサービス内の調整ができないことは、女性を援助のないままにする危険を駆り立てる。国々は、サービスの質を改善する努力に関してはほとんどと情報を提供しなかった。女性の専門家サービスには持続可能な資金提供が必要である。

162. 国々は、重複し重なり合う形態の差別を経験している女性に関するサービスに、ますます重点を置いてきた。国々の中には、先住民族女性に指導されて、先住民族女性のためのサービスを確立してきたところもある。欧州諸国の中には、難民のための宿泊サービスに暴力の被害者のためのサービスを統合することを含め、暴力を経験してきた難民女性と移動女性のための対象を絞った支援サービスを確立してきたところもある。LGBTIの人々が経験する暴力に一層の注意が払われつつあり、サービスと支援プログラムは、思春期の女子と家事労働者のために提供されつつある。しかし、国々は、暴力を経験している高齢女性のための支援サービスについてはほとんど情報を提供せず、サービス提供の格差を示している。

163. 政策とプログラムを特徴づけるデータは欠けている。最近の数十年の測定方法論の重要な開発にもかかわらず、国々にわたって、また国々間のデータ収集の規則正しさと比較可能性は、依然として課題であり、進歩を監視できる程度は限られている。年齢別データのサンプルのサイズは、その暴力の経験を理解するために、比較的若い女性と高齢女性にまで拡大される必要がある。かなりのデータ格差が、ある形態の暴力、特に私的・公的領域でのセクハラ、ジェンダーに基づく女性の殺害、技術によって促進されるセクハラと暴力及び政界にいる女性に対する暴力に関して存在する。サヴァイヴァー、加害者、サービスの提供及び行政記録を通じた司法の成果に関するデータも欠けている。

(c)女性と女兒に対する暴力を防止する

164. 根本原因と危険要因に対処することにより、女性に対する暴力を防止する必要性は、広く認められている。しかし、防止は、適切な対応サービスと機能する司法制度との相乗作用で追求されるべきである。防止には、様々なレベルで---個人、関係、地域社会及び社会---、危険要因のみならず重なり合う差別を含め、不平等なジェンダーの力を変革し、ジェンダー不平等に対処する介入が必要である⁶³。1つの介入では女性に対する暴力はなくなり、連携した、長期的戦略が、成功する可能性がより高い。

165. 世界的に、67%の国々は、女性と女兒に対する暴力を防止する戦略を導入し、強化したと報告した。防止に向けられる注意にはかなりの地域差がある。態度を変える公共の意識啓発キャンペーンは、最も一般的な行動の形態で(89%の国々)、次いで包括的な性教育(58%)、草の根と地域社会レベルの動員(52%)、メディアで女性と女兒が描かれる方法の変革(35%)を含め、初等・中等教育でのイニシアティブがこれに続く。包括的で長期的な女性に対する暴力防止戦略を有している国はほとんどない。

166. 公共の意識啓発キャンペーンは、ドメスティック・ヴァイオレンス、レイプ、路上または職場でのハラスメント、子ども結婚、早期・強制結婚、女性性器切除及び人身取引を含め、女性と女兒に対する

⁶³ 国連ウィメン他、「女性に対する暴力を防止するための行動を支える枠組」(2015年); WHO 他、「女性を尊重する: 助成に対する暴

様々な形態の暴力に対処してきた。そのようなほとんどのキャンペーンの限界は、短期的で、一つの問題にのみ捧げられていることである。多様な方法を用いる長期的プログラムが、より効果的である⁶⁴。

167. 不平等な力関係と差別的な社会規範に挑戦するために立案される地域社会動員・アクティビズム・プログラムが有望である。女性の権利団体はそのようなプログラムを開発する際に歴史的に重要な役割を果たしてきた。効果的な介入は、ジェンダーと力の理論に強い基盤を有しており、態度の変容戦略と対人コミュニケーションの機会の組み合わせを利用している⁶⁵。女性、男性、女兒及び男児のために立案されたイニシアティブは男性と男児だけのためのものよりは効果的であることが分かった。地域社会を基盤とした防止モデルをどのように国レベルにまで規模拡大できるか、どのような追加のイニシアティブが地域社会レベルの作業を補うことができるのかに関して、さらなる調査が必要とされる。

168. 包括的な防止は、制度的変革のための幅広い政策、プログラム及びイニシアティブに織り込まれる必要がある。家庭における有害なジェンダー役割と固定観念に挑戦する戦略は、女性が平等な財産権を享受し、または無償のケア労働と家事労働の平等な分かち合いを支援する公共サービスが存在するところではより成功するであろう。女性の経済的エンパワーメントとジェンダー変革的介入を組み合わせることが、親密なパートナーからの暴力を防止し、女性と家族の経済的地位を強化することができることを証拠が示している⁶⁶。

(d) 女性に対する暴力とジェンダー固定観念に技術とメディアが与えるインパクト

169. 女性と女兒に対するオンラインと ICT が促進する暴力に対処するには、国の法的・規制的・政策的措置が必要である。64%の国々は、教育の場で一般の人々と若者に向けた意識啓発イニシアティブに関してきたと報告し、62%は、法律と規制的規定を導入しまたは強化してきたと報告し、26%が、良好な企業慣行を定め守るために技術プロヴァイダーと協力してきたと報告した。国々は、サイバー暴力と電子暴力とハラスメント及び同意なく性的イメージを捉えて分かち合い、未成年とオンラインで交際することに対する刑事罰を導入したと報告し、法律クリニック、被害者のための電話ホットライン及びその他のヘルプ・ポータルも設立し、特に子どもと若者のために、技術の危険とについての知識を高めるために意識啓発プログラムも実施していた。

170. 国々は、オンラインで女性の安全を保つことに対して責任を持たせるためにどのように技術プロヴァイダーと協力し、規制するかに関して限られた情報を提供した。技術・ICT プロヴァイダーは、相当の注意義務を行い、そのプラットフォームにすべての核心となる国際人権条約と女性の権利基準を適用し、女性に速やかで効果的な救済策を提供することにより、女性の人権を支持するよう要請されるべきである。

171. メディアにおけるジェンダー固定観念と差別の広がり、依然として特別な課題である。メディア

⁶⁴ 同上。

⁶⁵ Rachel Jewkes, Erin Stern, Leane Ramsoomar, 「女性と女兒に対する暴力を防止する: 有害なジェンダーの態度、役割、社会規範を変えるための地域社会のアクティビズム---証拠の見直し」、(ロンドン、暴力防止に何が効果的か?、2019年)。

⁶⁶ Andrew Gibbs, Kate Dishop, 「女性と女兒に対する暴力を防止する: 組み合わせられた経済的エンパワーメントとジェンダー変革的介入---証拠の見直し」、(ロンドン、暴力防止に何が効果的か?、2019年)。

は、女性と女兒に対する暴力に対する理解と基準を変え、ジェンダー平等を支援して良好な基準を推進する手助けができる。

172. メディアにおける女性と女兒の描き方、差別及びジェンダー偏見に対処することは、「行動綱領」の他の側面と同じ程度には優先されてこなかった。約49%の国々が、女性と女兒の非固定観念的で、バランスの取れた、多様なイメージの創出と利用を奨励するために、メディア専門家に訓練を提供し、45%が、メディアへの女性の参画とリーダーシップを推進し、35%が、メディアにおけるジェンダー偏見と闘うための法改革を制定し、強化し、施行し、広告を含め、法的に拘束力のある規則を導入し、34%が、任意の行動規範を開発するためにメディア産業を支援し、21%が、メディアのコンテンツまたはメディアにおけるジェンダーに基づく差別と偏見についての苦情を受けて見直すための消費者保護サービスを設定または強化してきた。国々の中には、有害な神話と固定観念に挑戦するために、メディアでの女性と女兒に対する暴力の通報に関する基準と慣行を導入し始めたところもある。

173. 固定観念的な描き方に対処するためにメディアとかわり、女性に対する暴力に関して責任をもって報告する努力は、ジャーナリストのための訓練に重点を置いてきた。もっと多くのことがメディアの慣行を標準化し、首尾一貫性と説明責任を保障する規制メカニズムを確立するためになされる必要がある。基準と慣行はオンラインとソーシャル・メディアにも適用されるべきである。

3. 今後の行動の優先事項と促進された実施

174. 女性と女兒に対する暴力は、国々にとって最高の優先事項であったが、そのような暴力の率は、依然として驚くほど高い。暴力を許し、過小評価し、正常化する根深い文化は、根強く続き、急速な技術変化が、暴力のためのさらに多くのスペースを生み出している。国々は、女性に対する暴力に関する導入と実施と施行、サヴァイヴァーのための支援サービスの確立を優先してきた。防止に一層の注意が払われつつあるが、全体的な努力は、依然としてその場限りで短期的である。公的資金提供は、悲しいほどに不適切で、あまりにもしばしば、女性団体と市民社会が格差を埋めることを任されている。

175. 暴力と汚名からの女性の自由を保障するために、3つの領域での行動が緊急に必要とされる。第一に、国々は、住居、教育及び雇用のようなサヴァイヴァーの長期的ニーズに特別な注意を払って、加害者が責任を取られ、女性と女兒のためのサービスを優先することを保障するべきである。女性に司法へのアクセスがあることを保障することが極めて重要である。第二に、社会規範と男女間の不平等な力関係を変える多様な道を利用して、防止に対する包括的で証拠に基づいた長期的取組が必要とされる。最後に、国々は、メディアと技術が女性に対する暴力を促進し、女性と女兒の有害で固定観念化した描き方を永続化することがないことを保障するために、相当の注意義務の原則を支持するべきである。

176. 暴力と汚名からの女性の自由を保障するには、家庭、地域社会及び経済的・公的生活での男性支配の深く根差した規範に挑戦し、司法制度を、刑事責任免除をなくすために女性のために作用させ、尊重、非差別、平等の規範を育成することが必要である。女性と女兒に対する暴力を撤廃するには、社会の心構えの変化が必要であり、避けられない生活の一部であるよりはむしろ、女性と女兒に対する暴力は問題の規模に釣り合った投資と行動を伴って防止できものとみなされるべきである。

D. 参画、説明責任、ジェンダーに対応した制度

カギとなるメッセージ

- ・国と地方の選出される審議機関における女性の代表者数は、着実に増加しているが、変化は漸増的で十分に変革的ではない。
- ・制度は、効果的にジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進するには権威と能力と資金を欠き続けている。
- ・ジェンダーに対応した予算編成の実施においては進歩が遂げてきたが、ジェンダー平等のための資金調達は依然として悲しいほどに不適切である。
- ・縮小する市民のスペースと政治生活・公的生活の女性に対する攻撃の増加は、ジェンダー平等の公約に応えるための説明責任を損なっている。
- ・国々は、一時的特別措置を通して女性の参画を促進し、ジェンダーに対応した制度を強化し、ジェンダー平等のための説明責任を高める行動を優先してきた。
- ・進歩を促進するために、一時的特別措置の効果的実施を保障し、政治制度における差別的慣行を根絶し、女性が実体的に意思決定に貢献することを保障し、ジェンダー平等のための国の本部機構を強化し、ジェンダーに対応した予算編成を組織的に実施し、ジェンダー統計を収集し、すべての政策と企画にジェンダーの視点を統合し、女性の権利団体と人権擁護者のために安全で参加型の機能的環境を醸成するための行動が必要とされる。公的生活での暴力、ハラスメント、女性の虐待を根絶することが緊急の優先事項である。

177. 最近の数十年で、意思決定の地位にいる女性の可視性が増加しており、女性の完全で平等な参画(重大問題領域 G)がジェンダー平等の達成と持続可能な開発に向けた進歩を牽引するための基本であることを強調している。公的生活への女性の参画(重大問題領域 G と J)は、ジェンダー平等のための強力な制度(重大問題領域 H)と共に、ジェンダー平等法と政策の推進と説明責任の確保のために必要である。遂げられた進歩にもかかわらず、女性は依然として意思決定のあらゆる側面でもかなり数が少ないままで、公的生活での女性に対する攻撃がより普通のこととなっている。女性の市民社会団体は、女性と女兒の人権の支持(重大問題領域 I)に対する説明責任を意思決定者から要求し、政策の実施を監視する際に重要な役割を果たしている。参加型の包摂的な制度と政策策定プロセスは、もし市民社会が説明責任の強化に役割を果たすべきものならば、極めて重要である。「行動綱領」は、意思決定のあらゆる領域で女性の参画を保障し、ジェンダーに対応した制度を築き、さらなる説明責任を育成するための重要なガイダンスを提供している。

178. 過去5年にわたって、ジェンダー平等達成のための女性の参画とジェンダーに対応した制度の重要性に対する知識の増加が、規範的枠組に反映されてきた。総会決議第 73/248 号は、政治における女性に対するセクハラ、脅し、またはその他の形態の暴力に対するゼロ・トレランスを述べて、行動規範と報告メカニズムを採択し、既存のものを改訂するよう国の立法機関と政党に要請した。2016年と2019年をカバーする優先テーマに関する合意結論の中で、CSW は、強化された制度、女性と女兒の高められたリーダーシップと参画、資金の増加をカバーする問題に関して進歩を促進する行動を強調した。CSW は、「行動綱領」と「2030 アジェンダ」を実施する際の市民社会の重要な役割を強調し、この目的のための措置の実施において市民社会との開放的で、包摂的で、透明性のあるかかわりの価値を

強調し、女性人権擁護者と、存在する場合には国の人権機関の役割と貢献を強調した⁶⁷。第3回開発のための資金調達国際会議の「アディスアベバ行動アジェンダ」には、ジェンダー平等と女性のエンパワメント、ジェンダーに対応した予算編成、ジェンダー平等のための資金調達のための資金の配分を追跡するための詳細な公約が含まれている。こういった努力は、開発のための資金調達のフォローアップ対話の状況で、速やかに継続してきた。

1. 世界と地域の傾向

179. 過去25年にわたって、国の議会での女性の代表者数は、世界の中位の女性の代表者数が21%という状態で、1995年の12%から2019年の世界平均24.3%にまで倍増してきた⁶⁸。これで、男性が占める議席の割合は4分の3以上となっている。

180. わずか17か国(9%)が、その議会でジェンダー・バランスの目標を達成したかまたは超えた(少なくとも女性40%)。その中で4か国だけが女性が50%以上であり、13か国が議会の女性が40%から49%である。選挙制度の型と法定のクォータ制の利用が、そのように高い女性の代表者数を達成する際のカギである。17か国中15か国で、比例代表制または混合の選挙制度が用いられており、8か国は、ジェンダー・クォータ制を用いている。さらに33の議会(17%)で、30%から39%の議員が女性である⁶⁹。その中で、23の議会は比例代表制また混合の選挙制度を用いており、18の議会にジェンダー・クォータ制がある。

181. 10か国中6か国で、過去10年間でほとんど改善がない状態で、議員の10%から29%が女性である⁷⁰。こういった国々のほとんどが、選挙クォータ制を利用していない。26か国(14%)で、女性は議員の10%未満を占めている。その中の3か国では、女性議員は全くいない。そういった国々のほとんどが、多数派選挙制度を用いており、法定のジェンダー・クォータ制はない。

182. 重要な地域差がある。ラテンアメリカとカリブ海では、2019年に議員の31.6%が女性であり(2000年の15.2%の倍)、すべての地域で最も高い割合であった。オセアニアは最も低かった(16.3%)。2000年と2019年の間に、最も実体的な進歩は北アフリカと西アジアで遂げられ、女性の代表者数は5.3%から18.7%に増えた。最も遅い進歩は、東アジアと東南アジアであり、割合は16.4%から20.8%に増えた。

183. 地方議会での女性の代表者数のレベルは、国レベルでの状況を大きく反映している。118か国にわたる中位は、2019年1月1日現在で、26%であり、1%から50%にまでわたる。10か国中1か国近くで、女性の代表者数は40%以上であり、5分の1の国々では、30%から40%である⁷¹。地方自治体での女性の代表者数が比較的多い国々では、女性は国の議会でも代表者数が多い傾向にあり、機能的状況と国と地方レベルでの法定ジェンダー・クォータ制の利用の重要性を示している。

⁶⁷ E/2016/27、E/2017/27、E/2018/27 及び E/2019/27 を参照。

⁶⁸ 1995年1月1日現在と2019年1月1日現在で、列国議会同盟(IPU)のデータに基づく国連ウィメンの計算。

⁶⁹ 2000年1月1日現在と2019年1月1日現在のIPUのデータに基づく国連ウィメンの計算。

⁷⁰ 同上。

⁷¹ 世界のSDG指標データベース、<https://unstats.un.org/sdgs/indicagtors/database/>より閲覧可能。

184. 女性は、最も高い政治的地位で、継続してかなり数が少ない。2019年10月に、1995年に12か国にわたって、4名の国家の長(2.6%)と8名の首相(4.3%)がいたのと比して、22か国にわたって国家の長である女性は10名おり(6.6%)、政府の長は13名(6.7%)であった⁷²。2019年に、女性は閣僚の地位の20.7%を占めており、2010年の16%からの増加であった⁷³。女性は、ますます、社会・家族関連のセクターを超えて、貿易、産業、防衛のような省を指導している⁷⁴。

185. 他のセクターでの意思決定と指導的地位への女性の参画は、あまり増えてこなかった。世界的に、政府、大企業及びその他の機関の管理職の27%が、2018年には女性によって占められていた⁷⁵。同年、平均して、女性は公務員労働力の43.6%を占めていたが、指導的地位ではわずか29.6%であった⁷⁶。

186. メディアでは、意思決定者のわずか4人に1人、報道員の3人に1人、世界的にインタビューを受ける専門家の5人に1人が女性である⁷⁷。女性は依然としてメディア物語の源と主人公としても大変に数が少ない⁷⁸。

187. 「行動綱領」の中で、3つのカギとなる要素が制度的メカニズムに関して述べられた。つまり、①国の本部機構とその他の政府機関の創設または強化、②法律、公共政策、プログラム及びプロジェクトへのジェンダーの視点の統合、③企画と評価のための性別データと情報の創出と普及である。

188. 1995年に、ほとんどすべての各国政府は、女性の地位向上のための国内本部機構を有していた。2018年までには192か国が複数の献身的なジェンダー平等機構またはフォーカル・ポイントを有していた⁷⁹。国内本部機構は、国内企画、意思決定、政策策定と実施、予算編成プロセス及び制度的構造がジェンダー平等と女性のエンパワーメントに貢献することを保障するカギである(E/2018/27)。国内本部機構は、行動計画の開発の先頭に立ち、平等に対する法的障害の除去を促進し、国内開発計画のジェンダー主流化を調整して来た⁸⁰。

189. 地域レベルでは、28のすべての欧州連合加盟国が2012年までに政府のジェンダー平等機関を設立しているが、それ以来、その地位と権威に顕著な衰退があったことを独立した欧州ジェンダー平等機関による調査で分かった。2012年から2018年の間に機関が最高のレベルに位置しまたは全省庁を形成している加盟国の数が16から9に減少した。場合によっては、これら機関は、再編成と予算削減によっ

⁷² 国連プロトコールと連絡サービスからのリス(事務局のファイルにあり、相談のために利用できる)及び列国議会同盟(IPU)、「データ・シート第4号: 国家または政府の女性年代記」、*政治における女性: 60年の回顧*(ジュネーブ、2006年)中に基づく国連ウィメンの計算。

⁷³ 国連ウィメン IPU、「政界の女性: 2010年」及び「政界の女性: 2019年」からのデータに基づく国連ウィメンの計算。

⁷⁴ 国連ウィメン IPU、「2019年政界の女性」。

⁷⁵ 国連ウィメン 国連、「持続可能な開発目標の進歩」。

⁷⁶ ウィルソン・センター、「50x50への道程表: 女性のリーダーシップにおける権力と同数」(ワシントンD.C.。2018年)。

⁷⁷ ユネスコ、「表現の自由とメディア開発における世界の傾向: 2017/2018年世界報告書(2018年)」。

⁷⁸ 同上。

⁷⁹ 国連ウィメン、「2018年10月ジェンダー平等のための国内本部機構録(2018年)」。

⁸⁰ Valentina Resha, Kohra Khan, Katharine Gifford、「ジェンダー平等のための機関」、*持続可能な開発目標 16: 公共機関への重点---* 2019年世界公共セクター報告書(国連出版物、販売番号第E.19.II.14.1号)中。

て弱体化した⁸¹。ラテンアメリカとカリブ海をカバーする 2016 年の調査で、不適切な財源と場合によってはドナーの資金提供への依存の増加が、国内ジェンダー平等本部機構の効果を減じていることが分かった。これは、程度の低い技術能力と意志決定力及びジェンダー主流化を優先する政治的意志が限られていたことによって複雑化した。国の報告書は、他の地域にわたる同様の傾向を示し、2015 年以来ほとんど進歩がなかったことを示した。

190. 過去 5 年で、女子差別撤廃委員会は、国内ジェンダー平等本部機構のマネートと資金提供が「条約」の実施に与えるインパクトを評価し続けてきた。委員会は、締約国が、本部機構が適切な人的・技術的・財政的資金を提供されていることを保障すべきことを勧告してきた。委員会は、締約国が明確にそのマネートを提供または強化し、政府全体にわたる効果的な調整とその他のステイクホルダー、特に市民社会との協働を含め、マネートを果たす権威を持つことも勧告してきた⁸²。

191. ますます多くの政府が、予算法、政策、公共財政管理制度の変革を推進するために、ジェンダーに対応した予算編成を実施してきた。「持続可能な開発目標」の下で、国々は、3 つの基準に基づいてジェンダー平等のための予算配分の組織的追跡に向けた進歩を測定している⁸³。第一の基準は、政策、プログラム及び資金が設置されているかどうかを明らかにすることによって評価されるジェンダー平等に対処する政府の意図である。第二は、こういった政策目標への資金を配分するメカニズムの存在である。第三は、女性に対する説明責任を高めるために公的に利用できる資金配分をするメカニズムの存在である。すべての基準で進歩が遂げられてきたが、多くの国々は、ジェンダー平等のための配分を追跡し、そのインパクトを評価する包括的な制度をまだこれから設立しなければならない。69 개국と地域からのデータの分析は、わずか 13 개국(19%)が完全に基準に忠えており、41 개국(59%)が少なくとも 1 つに忠えていることを示している⁸⁴。

192. ジェンダー平等のための国際的な資金調達は、過去数年にわたって増加してきた。ジェンダー平等に向けられる OECD 諸国からの二国間で配分できる援助の割合(重要で主要な政策目標として)は、2009 年から 2016-2017 年の間に 23%から 36.5%にまで増加した。しかし、主要な目標としてのそのような援助は、2016 年から 2017 の間に 7%減少し、2016 年から 2017 年の期間に総額のわずか 4%を表していた⁸⁵。ジェンダー平等政策とプログラムのための資金提供は、このように、関連する公約に忠えるために必要とされるものからは不足している。セクターの中には、経済・生産セクターのように、ジェンダー平等プログラム形成が、総援助のわずか 1%を占めているところもある。

193. ジェンダー関連の統計と性別データの収集のための世界基準と方法論の数は、特に「持続可能な開発目標」を監視する状況で増え続けてきた。ジェンダー指標の最低のセットは「目標」の指標に完全に沿

⁸¹ 欧州ジェンダー平等機関、北京+25。

⁸² 2015 年から 2019 年までの期間の女子差別撤廃委員会の報告書から引き出された情報。

⁸³ 「持続可能な開発目標」しう 5.c.1; 世界 SDG 指標データベース、<https://unstats.un.org/sdgsindicators/database/>より閲覧可能(2019 年 11 月にアクセス)。

⁸⁴ <https://unstats.org/sdgs/report/2019/goal-05> を参照。

⁸⁵ OECD 開発援助委員会(DAC)ジェンダー平等政策マーカーデータベースに基づく国連ウイメンの計算、www.oecd.org/dac/gender-developent/dac-gender-equality-marker.htm より閲覧可能。2009 年には 24、2017 年には 30 のドナーがあった。追加のドナーの割合はあまり傾向を変えていない。

っており、新しい方法論と基準が開発されてきた。2019年現在、質的ジェンダー指標の中に、34の第1層の指標があり、第2層の指標は13、第3層指標は4、第1層と第2層双方として分類される指標は1つあった⁸⁶。

194. 過去5年にわたって、意思決定者に責任を持たせる女性の能力は、市民社会、特に女性の権利団体とフェミニスト団体にますます圧力がかかっている時に損なわれてきた⁸⁷。2008年以来、わずか17か国で状態は改善してきたが、20か国で市民社会の抑圧が深まってきた⁸⁸。2018年までに、世界中の11億5,000万人の女性の市民的・政治的権利は、市民社会への圧力と集团的動員への抑圧が増える時に、否定的影響を受けている⁸⁹。多くの国々で、女性の権利とこれを成就する能力のための資金提供は、ジェンダー平等に反対する勢力が可視性と政治的影響力を得てきている時に、後退してきている⁹⁰。

195. 政治家、ジャーナリスト、活動家を含めた公的生活の女性は、ますますハラスメント、暴力、サイバーいじめを受けている。女性の人権擁護者は、特に危険にさらされている。2014年から2018年の間に人権擁護者に関する特別報告者は、女性の人権擁護者に関して60か国に181の通報を出した(A/HRC40/60を参照)。彼女たちに対する文書化された攻撃には、公的な辱めと中傷キャンペーン、司法のいじめと犯罪化、オンラインでの攻撃、身体的または性的暴力、拷問、殺害、強制失踪、その活動のための家族へのまたは家族による脅しと攻撃、その組合や運動に対する攻撃が含まれた。

2. 「行動綱領」を実施するために国家が取った行動

196. 国の報告書に基づいて、実施における以下の傾向が現れてきた: (a)一時的特別措置を通じた女性の参画の増加、(b)ジェンダーに対応したイニシアティブの強化、(c)ジェンダー平等のための説明責任の強化。

(a)一時的特別措置を通じた女性の参画の増加

197. 国々は、63%がそのような参画を推進するために選挙の改正、一時的特別措置(クォータ制のような)、議席の取り置き、基準とターゲットを通して、憲法、法律、規則を改正した状態で、女性の政治参画を推進する様々な措置に関して報告した。

198. 2018年に、約80か国が、法定のジェンダー・クォータ制を導入した。平均して、クォータ制のある国々では、クォータ制のない国々の23%と比べて、議席の26%に女性が選出された⁹¹。クォータ制の立案と施行がカギである。施行措置と制裁と共に格付けに関する規則または女性が勝利できる地位に置かれているリストに載っている候補者の代理が含まれている国々では、選ばれた議員の、平均して33.4%

⁸⁶ 国連、統計部、「国連のジェンダー指標の最低のセット:ジェンダー統計機関間専門家グループの作成」(2つ 019年4月30日)。

⁸⁷ CIVICUS、「2019年市民社会の状態報告書:見直しの年」、2019年3月。

⁸⁸ V-Dem 機関、「世界的課題に直面している民主主義」。

⁸⁹ 2018年に市民社会団体の増加する抑圧に直面している26の国と地域と2019年世界の人口展望からの女性人口に基づく国連ウィメンの計算。

⁹⁰ 欧州ジェンダー平等機関、「北京+25」。

⁹¹ 民主主義と選挙支援のための国際機関、IPU及びストックホルム大学、ジェンダー・クォータ制データベースに基づく国連ウィメンの計算、www.quotaoooproject.orgより閲覧可能(2019年11月にアクセス); IPU、新ブラリネ: IPUのオープン・データ・プラットフォーム・データベース、<https://data.iuorg>より閲覧可能(2019年11月にアクセス); 追加の法的情報。

が女性であった⁹²。制裁には、従わない候補者のリストの拒否または選挙が公的資金を受け取る場合の財政的懲罰を含めることもできる。多くの場合、低いターゲットが未だに設けられている。しかし、国々の中には、40対60または同数にさえ向けて動いているところもある⁹³。

199. 選挙制度は、もう一つの重要な要因である。女性は、多数派制度または複数制度(19.2%)よりも比例代表制度ではるかに多数(30.5%)選出される。混合制度で選出される女性の割合は、23.3%である。国々は、選挙制度が女性に与える異なったインパクトを見直すためにもっと多くのことをする必要はある。

200. 献身的な資金提供、能力開発及び意識啓発のような追加の措置も必要とされる。3分の2の国々は、能力開発、スキル開発及びその他の措置を、過去5年間で、地方・国レベルでの女性の政治参画を支援するために実施してきたと報告した。約45%は、指導、リーダーシップ訓練、政治キャンペーンのための機会を高めるイニシアティブを報告したが、これはしばしば政府が主導し、または市民社会団体によって支援されていた。総計41%の国々が、意識啓発と指導プログラムを通してマイノリティと若い女性の参画を優先してきたと報告した。この点でさらに多くのことがなされる必要がある。

201. 国々の中には、ジェンダー・バランスの取れた内閣を有しているところもある。2019年9月に、50%以上の女性閣僚を有する内閣が14⁹⁴(2005年には2つ⁹⁵)と40%から49%が女性閣僚である内閣がさらに8つ(2005年には5つ)あった。政府のあらゆる部局とあらゆるレベルでのジェンダー同数という公約は、極めてまれである。

202. 政治制度に深く根付いた差別が、女性の資源の欠如と不相応なケア責任の割合と相俟って、女性の政治参画とリーダーシップに対する長年の障害である。2019年に、世界人口の47%が、男性は女性よりも良い政治指導者となると信じていた⁹⁶。多くの場合、政治生活と指導的地位への女性のかかわりの増加は、特に地方レベルで、脅しと暴力に出会ってきた。非正規の家父長的ネットワークと有力な地方のエリートは、しばしば、女性に対して敵意があり、女性を排除することもある。約16%の国々が、公的生活での女性に対する暴力事件を防止し、捜査し、加害者を訴追し、罰する措置を報告した。わずかではあるがますます数が増えつつある国々で、女性に対するハラスメントと政治暴力と闘う新しい法律とイニシアティブは、有望な兆候である。

(b)ジェンダーに配慮した制度を強化する

203. 適切に資金提供され、適切なマンデートと権威を与えられている国内本部機構は、確固としたジェンダー主流化戦略と共に、ジェンダー平等の公約が政策とプログラムに変わることを保障するために極めて重要である。国々は、独立した省庁、省庁の部局、委員会、専門政策ユニット、ジェンダー・フォーカル・ポイント、オンブズマンのような独立した機関、諮問会議または委員会のようなより一時的な構造

⁹² 同上。

⁹³ Jennifer M. Piscopo, 「ジェンダーバランスとしての民主主義: ラテンアメリカにおけるクォータから同数への移行」、*政治、集団、アイデンティティ*、第4巻、第2号(2016年)。

⁹⁴ iKNOW 政治、「今日世界で最もジェンダー・バランスの取れた内閣ここにあり」、2019年9月。

⁹⁵ IPU と国連ウィメン、「政界の女性: 2005年」(2005年)。

⁹⁶ OECD, *201d@%yq@%r@)4s@49年 SIGI: 世界報告書---課題を機会に変える*(パリ、2019年)。

を含めたジェンダー平等政策を監督する様々な構造について報告した。

204. 約 79%の国々が、ジェンダー平等は「持続可能な開発目標」を実施するための国の戦略のカギとなる優先事項であると報告した。しかし、わずか半数が、ジェンダー平等のための国内本部機構をそのプロセスに積極的にかかわらせている。従って、国内本部機構は、核心となる政府の戦略決定からは依然とし脇に追いやられている。

205. 国々の中には、政府の中心的場所から準国内と市町村レベルへと垂直的に政策調整を拡大することにより、国内本部機構のインパクトを広げる努力を報告したところもある。国々の中には、国内本部機構が総理大臣官邸内に設立されきたところもある。多くの国々は、ジェンダー・フォーカル・ポイントを通して地方自治体全体にわたってジェンダー平等機構のさらなる分権化も報告した。

206. ジェンダー主流化は、ジェンダー平等に関する進歩を促進するための核心となる戦略となり続けている。国々は、貧困根絶、教育、保健、雇用、農業、災害危険削減、移動及び暴力的な過激主義との闘いのような問題のための政策とプログラムへのジェンダー主流化に取り組んできた。多くは、国内本部機構と省庁との間の協力を支えるためにも活動してきた。国々の中には、セクター間の調整構造が省庁と部局におけるジェンダー主流化を主導し、調整するために設立されてきたところもある。国々は、立法、司法、行政機関の中に(省庁を含め)、国内本部機構との対話で、ポートフォリオにわたって行動を統合するために、ジェンダー主流化フォーカル・ポイントを創設することにより、政策調整を強化する措置も報告した。

207. 5 分の 4 の国々は、55%が、国内行動計画が「持続可能な開発目標」に沿っていると報告した状態で、ジェンダー平等のための国内行動計画を有していると報告した。しかし、わずか 37%の国々が、そのような計画が現在の予算で経費計算され、十分な資金を提供されていると報告した。

208. 国々は、予算がジェンダーに対応したものであることを保障することを優先事項とし続けている。半数が、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進に配分される予算の割合を追求していると報告した。これら国々は、普通に指示書またはガイドラインを出し、予算の決定を特徴づけるために性別データを利用している。しかし、ジェンダー・インパクト評価を行い、ジェンダー予算声明または監査を作成している国はほとんどなく、これが予算配分の目に見える結果についての理解を制限している。ジェンダー分析の能力の制約と戦略計画と予算編成プロセスとの間の繋がり欠如が、カギとなる課題である。

209. 国々の中には、ジェンダー評価を政策策定に統合し、プログラムと予算がどのようにジェンダー平等に貢献しているかに関して監査声明を出していると報告した。十分に開発されたジェンダーに対応した予算編成の慣行の中で、ジェンダーの視点が企画、執行、報告プロセスのそれぞれの段階で主流化されすべてのセクターにわたって作用している。これらは、次回の企画と予算編成サイクルでの戦略的決定を特徴づけ、高められた予算の透明性と政府の説明責任に貢献するためのデータと洞察を生み出している。

210. 国々は、ジェンダー平等政策とプログラムを特徴づけ、監視する手段として、性別データの収集を優先し続けている。約 81%の国々は、「持続可能な開発目標 5」の指標と「目標」の下でのジェンダーに特化した指標のデータ収集と編集を開始したと報告した。女性と女兒に対する暴力または生活時間調査を無償のケア労働の測定のような領域に関するデータ収集も、普通より多くの時間と資金がかかるが、増

加しており、つまり、106 か国が、2005 年から 2017 年までの親密なパートナーからの暴力に関する比較できる、国の蔓延のデータを有しており、80 か国が 2005 年以来生活時間調査を行ってきた⁹⁷。

211. かなりの課題が残っている。多くの国々は、性別指標が必要としている基準のあるものについては報告しておらず、女性の地位を評価するためのカギとなる要因は組織的に測定されていない。世界的に、「持続可能な開発目標」のジェンダー指標の 69%に対するデータは行方不明である。オセアニアの数字が最高で(79%)、アフリカ(69%)、米州(67%)、アジア(66%)、欧州(62%)がこれに続く⁹⁸。

(c)ジェンダー平等の公約に応えるために説明責任を強化する

212. 説明責任のための正規の機関に加えて、市民社会は、ジェンダー平等の公約を監視し、責務と公約が満たれない場合には矯正策を要求することにより、意思決定者に説明責任を持たせる際に重要な役割を果たしている。72%の国々は、「行動綱領」の実施の監視に市民社会をかかわらせるメカニズムを設立したと報告した。しかし、場合によっては、相談メカニズムは解散されつつあり、女性の権利提唱者は正規の相談から排除されており、これがジェンダー平等政策の監視と実施を損なっている⁹⁹。

213. 国々は、地域社会の活動家、労働組合の指導者、学者、環境活動家、保健ワーカーと開発ワーカー、弁護士、ジャーナリスト、議員及び裁判官を含めた女性人権擁護者を保護する努力に関する限られた情報を提供した。様々な革新的な慣行と政策ツール及びメカニズムが、国際政策ガイドライン、国と地域の法的枠組、保護メカニズム及び国内人権機関の新しいプログラムを含め、開発されてきた。アフリカとラテンアメリカの一握りの国々は、女性人権擁護者を保護する法律を採択してきた。彼女たちのための安全で機能的環境の醸成には、防止的で、ジェンダーに配慮した、重なり合う取組を通して女性と脆弱な集団を優先する組織的で調整された解決策が必要である¹⁰⁰。

214. メディアへの女性の平等な参画を保障することは、彼女たちの視点を適切に反映し、公的討議を形成し、意思決定者に責任を持たせるために極めて重要である。23%の国々は、女性のメディア・ネットワークと団体に支援を提供したと報告した。女性の権利と報道の自由を保障することは、「行動綱領」の実施にとって極めて重要である。心配な傾向は、伝統的メディアとソーシャル・メディアの女性ジャーナリストに向けられる脅しとハラスメントの頻度の増加である¹⁰¹。

215. 81%の国々で設立されてきた国内人権機関は、女性の権利侵害を監視し、対応する際にますます多くの役割を果たしている。これらは、ジェンダー平等の公約の国による遵守を監視し、個人の差別に対する苦情を集め、テーマ別報告書を開発し、場合によっては、個人の苦情の捜査を行うことができる。そのような機関が設置されている国々の 46%で、これらはジェンダー平等またはジェンダーに基づく差別に

⁹⁷ 世界 SDG 指標データベース、<https://unstats.un.org/sdgsindicators/database/>より閲覧可能(2019年11月にアクセス); 国連、統計部、「時間と時間利用の配分」、ジェンダー統計データベース、<https://unstats.un.org/unsd/gendder/timeuse/>より閲覧可能(2019年11月へアクセス)。

⁹⁸ Papa Seck, Samrt Maskey、「政策策定からあてずっぽうをなくすためにデータを利用せよ」(国連ウィメン、2019年)。

⁹⁹ Roggebund と Krizsan、「女性の権利に対する民主的後退とバックラッシュ」(セクション1、脚注を参照)。

¹⁰⁰ 米州人権委員会、*人権擁護者のための統合された保護政策に向けて*(ワシントン D.C., 2017年)。

¹⁰¹ Alana Barton, Hannah Storm、「ニュース・メディアにおける女性に対する暴力とハラスメント: 世界的姿(国際女性メディア財団と国際ニュース安全機関、2018年)。

重点を置くマンドートを有している。

3. 今後の行動と促進される実施の優先事項

216. 一時的特別措置は、国と地方の政治及びその他の民間及び公共の意思決定機関の女性の代表者数を促進する際に触媒的役割を果たし続けている。しかし、これまでの進歩は、意思決定への完全で平等な統合には及ばないでいる。国内本部機構を強化し、ジェンダー主流化を高める緊急の必要性がある。ジェンダーに対応した予算編成への増加する重点にもかかわらず、国のジェンダー平等計画と戦略は、依然としてかなり資金不足のままである。さらに、縮小する市民のスペースと公的生活にいる女性に対する攻撃の頻度が増えていることが、説明責任を損なっている。

217. 進歩を促進するために、国々は、3つの領域での行動を優先するべきである。第一に、一時的特別措置の効果を高めるために、実施を改善し、公務員と政党の公約を保障し、政治制度のジェンダー差別的な社会規範と慣行を根絶するためにもっと多くのことがなされなければならない。これには、候補者リストのクォータ制に従わない政党を制裁すること、資金提供が女性候補者に利用できることを保障すること、選挙制度が女性の政治的代表者数に与えるインパクトを見直すことが含まれる。第二に、国々は、適切な資金が国のジェンダー平等行動計画に配分され、あらゆる領域でジェンダーに対応した予算編成を実施することを保障するべきである。財務省は、区内本部機構、その他の省庁及び議会と、予算がジェンダーに対応したものであることを保障するために、密接に協力するべきである。最後に、意思決定者に説明責任を持たせるために、女性の権利団体のために安全で機能的な環境を醸成することに加えて、防止的で、ジェンダーに配慮した、重なり合う取組が、女性人権擁護者を保護する政策を特徴づけるべきである。

218. 「行動綱領」と「2030 アジェンダ」の夢を達成するために、ジェンダー平等のための国内本部機構は、明確マンドート、地位及び権威並びにジェンダー平等政策とジェンダー主流化を率いていくために必要な人的資源と財源を持たなければならない。開放的で、包摂的で、参加型のプロセスは、女性の権利団体が、影響力を持ち、ジェンダーに対応する法律と政策を監視することができるために必要とされる。国々は、公的生活での女性に対する組織的な差別と暴力も撤廃し、そのような女性に対する暴力、ハラスメント及び虐待の加害者に責任を取らせるべきである。

E. 平和で包摂的な社会

カギとなるメッセージ

- ・1995年以來、不安定と紛争と人道危機が、ますます複雑に、ますます長引くようになってきており、これまで以上に多くの人々に悪影響を及ぼし、女性と女児のための進歩を妨げている。
- ・女性・平和・安全保障に関する世界的公約の実施は、説明責任の欠如、不適切な資金提供及び増加する軍事費によって損なわれてきた。1995年以來、世界の軍事支出は、2018年に新たな1兆8,200億ドルの高さにまで倍増した。
- ・紛争と危機中の女性に対する暴力は広がり、一方、防止努力とサーヴィス、及びサヴァイヴァーのための司法は一般的に弱体なままである。
- ・和平プロセスへの女性の参画が成果を強化するという強力な証拠に照らして、その目標を推進するために、一層の努力が必要とされる。

・国々は、①紛争解決と人道行動における女性のリーダーシップと意志決定を支援し、②紛争と危機の期間に女性の人権を保護し、③ジェンダーに配慮した紛争後・危機後復興政策を創出し、ジェンダーに配慮した紛争・危機防止を実施する行動を優先してきた。

・北京の夢の達成には、女性の完全で平等で意味ある参画、紛争後・危機後の女性の経済的権利へのさらなる重点、紛争、暴力及び不安定の根本原因に対処することによるより効果的な防止努力を含め、あらゆるレベルでの和平協定と人道行動のジェンダーに配慮した立案と実施のための説明責任を強化する促進された行動が必要である。

219. 暴力的な紛争と人道危機は、より複雑で、長く続き、これまで以上に多くの人々に悪影響を及ぼしている。増加する不平等(「持続可能な開発目標 10」)は、分裂と不信を悪化させ、資源についての緊張を高め、それによって、国内と国々間の紛争のための肥沃な土壌を生み出している。ジェンダー不平等(「目標 5」)の程度と紛争のある社会のジェンダーに基づく暴力とその暴力の強度(「目標 16」)との間の関連性についての証拠が増えている¹⁰²。ジェンダー不平等は、しばしば、女性と女兒の人権の享受に破壊的インパクトを与えて、紛争と危機の時期に悪化する(重大問題領域 E と I)。

220. 和平プロセスのあらゆる側面での女性のリーダーシップと平等な参画は、その良好な成果を強化し、人道行動の効果を改善し、それによってより包摂的な社会を醸成する(「目標 16」)ために極めて重要である。紛争後の状況では、女性の経済的安全保障(「目標 8」)が、その福利と家族・地域社会・社会の回復と強靱性及び平和の持続可能性(「目標 16」)にとって極めて重要である。平和で包摂的な社会の醸成には、軍国主義と武器取引を含めた紛争の構造的牽引力に対処することが必要である。「行動綱領」は、ジェンダー平等を中心的優先事項として、平和で包摂的な社会を達成するための重要な政策ガイダンスを提供している。

221. 女性・平和・安全保障、人道行動及び難民の権利に関する増大する規範的枠組は、ジェンダー平等、持続可能な開発及び平和の間の関連性に対する理解を高め続けた。2016 年に、安全保障理事会決議第 2282 号(2016 年)と総会決議第 70/262 号が、女性の参画に強い重点を置く平和の維持に関して採択された。平和構築委員会は、ジェンダー戦略の採択を通して、平和のためのジェンダー平等の重要性を強調し続けてきた。ジェンダー分析をテロと暴力的過激主義に対処する努力に統合する必要性は、安全保障理事会と総会によって認められ(安全保障理事会決議第 2242 号(2015 年)と 2395 号(2017 年)及び総会決議第 70291 号と 72/284 号)を参照)、青年・平和・安全保障に関する新たなアジェンダで、若い女性の重要な役割も強調されてきた¹⁰³。

222. 平和と安全保障に関する政府間フォーラムは、ますます女性への重点を統合している。女性・平和・安全保障非公式専門家グループが、国に特化した状況の緊急の問題に関して定期的な協議会を開催するために 2016 年に設立された。平和構築委員会は、献身的なジェンダー戦略を持つ唯一の政府間機関である。しかし、安全保障理事会におけるジェンダー平等と女性の権利に関するある程度の押し戻しが明らかになってきた。女性・平和・安全保障に関する 9 番目のものである決議第 2467 号(2019 年)は、満場一致

¹⁰² 国連と世界銀行、*平和への道: 暴力的な紛争防止における包摂的取組*(ワシントン D.C., 世界銀行, 2018 年)。

¹⁰³ Graeme Simpson、*見えない平和: 青年・平和・安全保障に関する独立進捗調査*(UNFPA 及び平和構築支援事務所, 2018 年)。

で採択されなかった初めての決議であった。

223. 2019年に、国際刑事裁判所は、性暴力の犯罪に対する初めての有罪判決を下したが、この場合は、コンゴ民主共和国での犯罪であった。この判決は、国際法の下で、性暴力とジェンダーに基づく暴力が、戦争犯罪、人道違反の犯罪または大量殺戮行為としてますます認められるようになっていくことを反映しており、もし上告審で支持されれば、「裁判所」による初めてのそのような有罪判決となるであろう¹⁰⁴。

224. 人権理事会と女子差別撤廃委員会は、ジェンダー平等、女性の人権及び平和にますます重点を置いている。紛争防止、紛争と紛争後の状況に関する委員会の一般勧告第30号(2013年)は、進歩に関して報告する時に、もう一つのツールを国々に提供している。

225. 2016年の世界人道サミットで、国々は、人道行動におけるもっと厳格なジェンダー平等プログラム形成、女性と女兒によるリーダーシップの強化、国際人道法の下での女性と女兒の権利の尊重にコミットした。しかし、人道資金調達格差に対処するための最大のドナーと援助提供者との間の協定である「グラント・バーゲン」の下で、ジェンダー平等は、はじめは考慮に入れられなかった。続いて、ジェンダー友好国グループが、「グラント・バーゲン」の優先事項全体を通してジェンダー平等が主流化されることを保障するために設立された。

226. 2016年に、世界の指導者たちは、「難民・移動者ニューヨーク宣言」(総会決議第71/1号)で、すべての難民と移動者の人権を保護することをその国々に公約した。2018年に、難民に関するグローバル・コンパクトがこれに続き、この中で加盟国は、女性と女兒の意味ある参画とリーダーシップ、暴力から女性と女兒を保護する措置及び女性の経済的エンパワーメントを推進するよう要請されている。

1. 世界と地域の傾向

227. 2018年末までに、全世界で強制的に移動させられた人々の数は、前例のない7,080万人に達し、その約半数が女性と女兒であった¹⁰⁵。人道援助を必要としている人々の数は、1億3,170万人と推定され、その中のわずか9,360万人が2019年に援助を受ける可能性があった¹⁰⁶。世界の貧困者の半数以上が、2030年までに高いレベルの暴力の悪影響を受けている国々で暮らすことになる予想されている¹⁰⁷。

228. 近年、テロと暴力的な過激主義が増えてきているが、そのインパクトには、文民とインフラに対する破壊的で無差別の暴力が含まれる。過激集団の戦略の共通の糸は、女性と女兒の権利への攻撃である¹⁰⁸。女性嫌いは暴力的な過激主義と強く相関している¹⁰⁹。

229. 気候変動と環境悪化は、もし阻止されなければ、複雑な緊急事態をさらに悪化させ、緊張を複雑化し、不安定を煽る(セクション III.Fを参照)。世界中の脆弱な地域社会は、すでにそのインパクトを感じ

¹⁰⁴ 例えば、国際刑事裁判所、検察官対 *Bosco Ntagando* 事件、事件代 ICC-01-04-02/06 号、判決、2019年7月8日を参照。

¹⁰⁵ UNHCR、*世界の傾向*(セクション I、脚注を参照)。

¹⁰⁶ 国連、人道問題調整事務所、*2019年世界の人道全体像*(ニューヨークとジュネーブ、2018年)、4頁。

¹⁰⁷ 国連と世界銀行、*平和への道*。

¹⁰⁸ 国連ウイメン、*紛争を防止し、司法を変革し、平和を確保する*。

¹⁰⁹ Melissa Johnston, Jacqui True、「女嫌いと暴力的な過激主義: 暴力的な過激主義を防止する他の意味合い」、政策説明書、2019年10月。

ており、女性はその結果として生じる生計、食糧の安全保障及び移動性の喪失の矢面に立っており、乏しい資源に対する競争と経済的不安定を増している。代わって、不安定と暴力的な紛争が、地域社会を一層貧しく、強靱性がより乏しく、気候変動の影響に対処する備えがないままにする。

230. 紛争と危機は、社会的・経済的崩壊、インフラと公共サービスの崩壊、移動制限の最中で、食糧、教育、保健への権利を含め、様々な経済的・社会的指標に関して女性と女児の進歩を妨げる。これらは、親密なパートナーによるものを含め、女性に対する暴力、戦争の武器としての戦闘員によって加えられる性暴力も煽り、子ども結婚の率の増加にもつながる。

231. 最近の利用できるデータは、危機または紛争の悪影響を受けている国々の半数で、妊産婦死亡の高いまたは非常に高い率(生児出生 10 万につき 300 またはそれ以上の死亡)を示しており、これは全世界の国々の割合(22%)の倍以上である¹¹⁰。割合は、危機または紛争の悪影響を受けた後発開発途上国では一層高く、その中で 85%がすべての後発開発途上国の 69%に比べて、高いまたは非常に高い妊産婦死亡率を示している。

232. 女児の教育も、危機と紛争の悪影響を受けている国々では悪影響を受ける。世界平均よりもそのような国々では中等教育でジェンダー同数を達成しているところはほとんどなく、そういった国々の 3 分の 2 で、男児の就学率が女児よりも高く、世界的に国々の約 3 分の 1 だけにそういった事態がみられる¹¹¹。女児の通学の比較的低い率(特に中等レベルで)は、子ども結婚、早期・強制結婚の上昇する率と一致する。つまり、性暴力の程度がエスカレートする紛争と危機中に、家族は時々、性暴力と想定される不名誉から娘を保護するであろうと期待して、幼い娘を結婚させてしまう(セクション III.C を参照)。子ども結婚の高い率を持つ 10 か国中 9 か国が、紛争または危機の悪影響を受けている¹¹²。

233. 保守的な推定によれば、少なくとも強制移動させられたまたは難民の女性の 5 名に 1 名が、性暴力を経験してきた¹¹³。小火器の利用可能性と誤用とジェンダーに基づく暴力との間の関連性は、十分に確立されている¹¹⁴。2019 年に、安全保障理事会は、そのアジェンダに関して、紛争の状況で、レイプまたはその他の形態の性暴力を行ったまたは唆したと確かに疑われる 50 名以上の当事者についての情報を受けた(S/2019/280)。最近の国連の調査委員会と事実確認ミッションも、脅し、拷問、及び強制移動の戦略として性暴力とジェンダーに基づく暴力の使用と場合によってはこれが大量虐殺の指標となるかも知れないという事実¹¹⁴に光を当てた(A/HRC/37/CRP.3 及び AHRC/42/CRP.4)。

¹¹⁰ 本報告書のために、危機/紛争の悪影響を受けた国々は、現在安全保障理事会のアジェンダに載っている国々で、理事会の正式会議で検討されてきた国々、平和維持または特別政治ミッションのある国々、2018 年中に平和構築基金からプログラム資金を受けた国々、2018 年に中央緊急事態救援基金からプログラム資金を受けた国々と定義される。

¹¹¹ ユネスコ統計機関、「総就学率」、ジェンダー同数指数データベース、<http://dta.unis.unesxo.org/>(2019 年 10 月にアクセス)よりの最新の利用できるデータに基づく国連ウィメンの計算。サンプルのサイズは、中学校と高等学校教育のそれぞれ 185 か国と 173 か国で、中学校と高等学校教育の 2013 年から 2017 年までの危機に直面している脆弱で紛争の影響を受けているそれぞれ 58 か国と 48 か国である。

¹¹² 女性難民委員会、*もはや女児ではない: 紛争中の子ども結婚の変化する基準*(ニューヨーク、2016 年)。

¹¹³ Alexander Vu 他、「複雑な人道緊急事態の女性難民の間での性暴力の広がり: 組織的見直しとメタ分析」、PLoS 現在の災害、第 1 版、2014 年 3 月 18 日。

¹¹⁴ 例えば、安全保障理事会決議第 2220 号(2015 年); 小火器調整行動、「女性、男性及び小火器と軽兵器のジェンダー化した性質」(ISACS 06.10: 2017(E)VI.0)を参照。

284. 指導者、平和構築者、人権擁護者及び選挙の投票者と候補者を含めた女性を標的とした政治暴力、ハラスメント、ヘイト・スピーチが、紛争と危機の悪影響を受けている国々で増えているという証拠もある¹¹⁵。女性または女性の権利の問題を圧倒的に特徴とする政治デモは、他のデモよりも過度の暴力と出会う可能性がより高い¹¹⁶。

235. 様々な段階とレベルで紛争を解決し 平和を交渉するために女性が貢献している証拠にもかかわらず(セクション E.2(a)を参照)、正規の和平プロセスで、排除が依然として規範のままである。1992 年から 2018 年までで、主要な和平プロセスで、女性は折衝者のわずか 13%、仲裁者の 3%、署名者の 4%を占めていた¹¹⁷。

236. 1990 年から 2016 年までの間に、女性へ言及を含んでいる和平協定の割合は、1990 年から 2000 年までの平均 12%から、2011 年から 2015 年までの 32%に増加した。平等への一般的な言及は、女性の参画または女性と女兒に対する暴力に関するより特化した公約と行動にますます置き換えられた¹¹⁸。近年、この傾向は、逆転してきた。2018 年に、達せられた 52 の協定のうちわずか 4 つ(7.7%)にジェンダーに対応した規定が含まれていた(S/2019/800)。この急激な減少は、一つには、協定の多くが地方の早い段階の性質のものであるという事実のせいかも知れず、これは、ジェンダー問題への言及があまり含まれない傾向にある。しかし、これは、最初からあらゆるレベルの和平交渉に女性を含めることに重点を置くことの重要性を強調している。

237. 過去 25 年にわたる女性の平和提唱は、ジェンダー平等と平和の達成、軍事支出の削減、軍備の利用可能性の抑制、非暴力的形態の紛争解決の推進の間の関連性に重点を置いてきた。そのようなアクティヴィズムは、「対人地雷の使用、備蓄、生産、移転の禁止とその破壊に関する条約(1997 年)」、「武器取引条約(2013 年)」及び「核兵器禁止条約(2017 年)」を含めた主要条約の折衝に貢献して来た。「武器取引条約」の下で、締約国は、その武器輸出評価で、そのような武器が「深刻なジェンダーに基づく暴力行為または女性と子どもに対する重大な暴力行為を行い、促進するために用いられること」(第 7 条、パラ 4)の危険を考慮に入れるよう要請されている。しかし、軍縮に関する世界の公約の実施は、増加する軍事支出、継続する小火器と軽兵器の広がり、新兵器の開発及び核兵器で武装した敵対国の間の増加する緊張によって邪魔されてきた(S/2019/800)。世界の軍事支出は、1995 年のレベルから 2018 年の 1 兆 8,200 億ドルにまで、約倍増した。そのよう支出は、ジェンダー平等を達成するために極めて重要な社会支出のための資金を国の予算から奪っている。データが利用できる国々の約 3 分の 1 で、政府の軍事支出は、保健支出よりも多い。

218. 2015 年以来、女性・平和・安全保障に関する行動のための資金調達は改善してきたが、いまだにかなりの格差がある。これは特に女性団体のため、女性に対する暴力へ対応のため及びジェンダー平等と女

」¹¹⁵ 2 倍の数のそのよう出来事が 2018 年の第一四半期よりも 2019 年の第一四半期に報告された。Roudabeh Kishi, Melissa Pavlik, Hilary Matfess, 「『ひどく恐ろしい正常』: 女性を標的とする政治暴力」2019 年 5 月。

¹¹⁶ Roudabeh, Pavlik, Matfess, 「『ひどく恐ろしい正常』」。

¹¹⁷ 外国関係委員会からのデータ、和平プロセスへの女性の参画データベース、www.cfr.org/interactive/women-in-peaceprocesses(2019 年 10 月 23 日にアクセス)より閲覧可能。

¹¹⁸ 国連ウイメン、紛争を防止し、司法を変革し、平和を確保する。

性のエンパワーメントを改善するためのプログラムのための資金提供に関して言えることである。ジェンダー平等の主流化と脆弱で紛争の悪影響を受けている状況での女性の権利を支援する 2 国間援助は、2016 年から 2017 年の期間に年間平均 195 億ドルに達した(S/2019/800)。脆弱な国の状況で何らかの形態でジェンダー平等を推進するために配分される援助の全体的割合は、42.6%であり、これまでよりも高い。しかし、その援助のわずか 4.9%が、ジェンダー平等と女性のエンパメントを改善するという主たる目的を持つプログラムまたはプロジェクトのために使用されてきたが、これはこれまでと同様のレベルであった(同上)。

239. 2016 年から 2018 年の間に、緊急事態でのジェンダーに基づく暴力に対処するサービスとプログラム形成のための資金提供は、すべての人道資金提供の丁度 0.12%を占めた¹¹⁹。2019 年には、この数字は 0.3%に増えた¹²⁰。

240. 紛争と危機の悪影響を受けた状況で、女性団体と運動が果たす重要な役割を認めることは、直接的で柔軟性のある持続可能な資金提供への増加するアクセスとはマッチしてこなかった。2016 年から 17 年の期間に、脆弱な情況にあり、悪影響を受けている国々への総 2 国間援助の丁度 0.2%(8,200 万ドル)が、直接女性団体に支払われた(S/2019/800)。「グランド・バーゲン」の下で、世界の人道資金提供の 25%が、地方と国の対応者のために指定されことになっていた。しかし、2018 年までに、わずか 14%が達成され、どのような割合が女性団体に行ったのかに関しては情報がなかった¹²¹。

241. 平和構築基金、中央緊急事態対応基金及び女性平和人道基金のようなプールされた基金は、平和と安全保障プログラム形成において、ジェンダー平等のための資金調達を奨励する戦略的ツールである。2018 年に、平和構築基金は、助成金の 1 億 8,300 万ドルの 5 分の 2 をジェンダー平等と女性のエンパメントの推進に配分し(A/73829)、同年、中央緊急事態対応基金の 5 億万ドルの資金がジェンダー平等を主たる目的とするプロジェクトに配分された¹²²。女性平和人道基金は、これまでに、10 か国の女性団体に 900 万ドル以上を配分し、2020 年末までに 4,000 万ドルというターゲットを定めてきた¹²³。

3. 「行動綱領」を実施するために国々が取った行動

242. 国の報告書は、(a)紛争解決と人道行動での女性のリーダーシップと意志決定のための支援、(b)紛争と危機の期間に女性の人権の保護、(c)紛争後と危機後のジェンダーに対応した復興政策、(d)ジェンダーに対応した紛争と危機の防止という 4 つの領域での政策とプログラムの傾向を示している。これら領域は、密接に関連している。例えば、女性の参画は、女性が暴力を受けないことに依存している。紛争の救援、復興、防止には、女性の参画も保護も必要である。

¹¹⁹ Mendy Marsh, Meredith Blake, お金はどこに? 人道制度はいかに女性と女児に対する暴力をなくすという公約を果たせないでいるか(国際救援委員会と声、2019 年)。

¹²⁰ <https://fts.unocha.org/global-funding/overview2019> を参照。

¹²¹ www.local2global.info/research/the-humanitarian-economygb19 を参照。

¹²² <https://cerf.un.org/what-we-do/allocation-by-country> を参照。

¹²³ <https://wphfund.org/> を参照。

(a)紛争解決と人道行動での女性のリーダーシップと意志決定

243. 約 59%の国々は、和平プロセスと和平協定の実施への女性の参画を推進または支援してきたと報告した。この数字は、紛争と危機に見舞われた国々の 75%にまで増えた¹²⁴。イニシアティブには、訓練と能力開発、ガイダンス・ツールの開発及びネットワークの機会の提供が含まれてきた。

244. 和平協定に達し、実施する機会は、女性団体が折衝で重要な発言権を持つところを改善している¹²⁵。和平協定は女性が署名者の中にいる時に長続きする傾向にある¹²⁶。一つの説明は、女性署名者はしばしば女性市民社会団体に関連しており、これがプロセスにカギとなるジェンダー平等問題をもたらすために極めて重要であり、その実施を保障するというものである。

245. 人道行動における女性の参画とリーダーシップは、国々にとっての優先事項ではなく、わずか 43%の国々が人道危機対応活動、特に意思決定レベルでの女性の平等な参画を推進してきたと報告した。報告書を提出したわずか 4 分の 1 の紛争または危機を経験している国々が、そのような措置を取ったことを示した。

246. 「グランド・バーゲン」の下で、政府、国連及び NGO のステイクホルダーは、参画とフィードバックのプロセスが、人道危機との悪影響を受けた人々とその地域社会のために設置されていることを保障することにコミットしてきた¹²⁷。人道対応への国との地方の行為者の参画に重点を置いた地方化アジェンダは、女性団体とのかかわりの機会を提供する。しかし、2018 年に、地方の女性団体は、人道対応計画のための企画プロセスのわずか 56%で相談を受けた。女性の専門知識が考慮に入れられることを保障するためにもっと多くのことがなされる必要がある¹²⁸。

247. 女性と女性団体による意味ある参画に対する構造的障害は、女性が参画するための十分な経済的自治を有することができるように持続可能な所得を生む機会の提供し、組織し、意識を啓発し、参画を高めるための第一の手段ともなる女性と女児のための安全なスペースの醸成、女性が参画し指導的役割を引き受けることを妨げる差別的な社会規範に対処するための戦略的作業を通して対処される必要がある。

(b)紛争と危機時に女性の人権を保護する

248. 紛争時の女性の権利侵害、特に文民、平和構築者、第一の対応者及び人権擁護者に対する暴力は、依然として普通のことである。保護への包括的取組、安全保障セクターの強化、サービスの提供が、人道行動のあらゆる領域に埋め込まれる必要がある¹²⁹。しかし、わずか 25%の国々が、市民社会と女性の

¹²⁴ 紛争と危機に見舞われた国々の中で、36 か国が報告書を提出した。

¹²⁵ Thania Pafienholty 他、*女性を大事にする：ただ女性を当てにするだけではなく---和平折衝に与える女性の包摂と影響力を評価する* (包摂的平和と移行イニシアティブと国連ウイメン、2016 年)。

¹²⁶ Jana Krause, Werner Krause, Pila Branfors, 「和平交渉への女性の参画と平和の持続性」、*国際綱領：国際関係の経験的・理論的調査*、第 44 巻、第 6 号(2018 年)。

¹²⁷ <https://interagencystandingcommittee.org/a-participation-revolution-include-people-receiving-aid-in-making-the-decisions-which-affect-their-ives> を参照。

¹²⁸ 国連ウイメン、「IASC ジェンダー説明責任枠組報告書: 201」(2019 年 8 月)。

¹²⁹ 機関間常設委員会、*人道行動にジェンダーに基づく暴力の介入を統合するためのガイドライン：危険を減らし、強靱性を推進し、復興を援助する*(2015 年)。

人権擁護者を保護する措置を報告した(セクション III.D を参照)。

249. 3分の1の国々は、平和維持活動のために、警察と武装軍により多くを募集することにより、安全保障セクターを強化する措置を取ってきた。これは特に性的搾取と虐待と取り組むために重要であり、軍への女性の参画を増やすことが虐待の申し立ての削減に繋がることを証拠が示している¹³⁰。

250. 司法へのアクセスと並んで(セクション III.C を参照)、安全なスペース、保健ケア及び心理的支援を含め、暴力サヴァイヴァーのための包括的サービスは、差し迫ったニーズに応える基本であり、回復と長期の福利を可能にする。3分の1の国々は、紛争の悪影響を受けた、難民のまたは国内避難民の女性のための暴力対応サービスへのアクセスを改善してきたと報告した。好事例には、難民キャンプと受け入れセンターで、保健ケア・サービス、同輩支援、ケア管理そして場合によっては言語通訳の提供を調整するための女性に優しいスペースの創設が含まれる。わずか 20%の国々が、人道の場で難民を含めた女性と女兒に性と生殖に関する健康サービスへのアクセスを提供してきたと報告したけれども、いくつか好事例が出現しつつある。

251. 緊急事態での暴力の防止へのその他の取組が、紛争と危機の場で女性と女兒に対する最も普通の形態の暴力の1つである親密なパートナーからの暴力の領域で出現しつつある¹³¹。有害な社会規範を良好な新しい規範と置き換えるためのジェンダーの力の不平等の分析がかかわる地域社会動員の取組が難民キャンプで導入され、有望であることを示している¹³²。学校を基盤とした平和教育は、親、宗教指導者、市民社会及び政府の役人を含めたより幅広い地域社会のかかわりと繋がって、紛争の悪影響を受けている状況で、良好な結果も示してきた¹³³。

(c)ジェンダー平等と包摂的社会のための紛争後・危機後の復興政策

252. 紛争後の復興は、より平和で包摂的な社会を醸成するために、憲法を改正し、政治制度を作り直し、ジェンダー平等に対する長年の制度的・構造的障害に対処する機会の窓を表す。伝統的な社会的・経済的・政治的関係が破壊され、女性が稼ぎ手、戦闘員、平和運動の指導者として新しい役割を担ってきたところでは、ジェンダー固定観念と社会規範は定まらなくなることもあり、女性が家庭と地域社会と国で新しい指導的地位に就く道が開かれる。各国政府と国連によるジェンダーに対応した紛争後の復興計画の枠組と政策は、そのような機会を利用する手助けができる。

253. 約 37%の国々が、紛争または危機の状況での女性と女兒の権利侵害を防止し、矯正する法的・政策的改革を実施したと報告した。紛争と危機の対応中に、司法制度と移行司法メカニズムを含めた制度的能力を強化したと報告した国はほとんどなかった(23%)。この割合は、紛争と危機の悪影響を受けた国々

¹³⁰ Sabrina Karina, Kyle Benrdsley, 「平和維持ミッションにおける性的搾取と虐待を説明する: 兵士を送っている国々における女性平和維持者とジェンダー平等の役割」、*平和調査ジャーナル*、第 53 巻、第 2 号(2016 年 1 月)。

¹³¹ 世界女性機関他、「安全な場所内: 南スーダンの紛争の悪影響を受けている女性と女兒の暴力の生涯」(2017 年)。

¹³² Sophic Namy 他、「貞節、文脈化、革新: ダダブ難民キャンプで女性に対する母力を防止する他の SASA! の適合から学ぶ」、*ジェンダーと開発*、第 27 巻、第 2 号(2018 年)。

¹³³ Julienne Corboz 他、「アフガニスタンの子どもに対する暴力を防止するために何に効果があるのか? アフガニスタンにおける学校を基盤とした平和教育と地域社会の社会規範変革介入の妨げられた時間シリーズ評価の結果」、*PLoS ONE*、第 14 巻、第 8 号(2019 号)。

だけを分析する時、わずかに高くなる(31%)。

256. 司法への包括的でサヴァイヴァーを中心とした取組にますます重点が置かれている。これらは、司法と非司法的プロセスを組み入れ、刑事司法、本国送還及び真実発見が含まれる。本国送還プログラムも、補償、リハビリ、土地とその他の権利の原状復帰、性暴力とジェンダーに基づく暴力の被害者とサヴァイヴァーへの再び繰り返さないとの保証を提供するために勢いを増してきている。真実委員会は、女性と女兒が経験した人権侵害にますます対処している(S/2019/800)。そのような努力は、広範で様々な人権侵害を経験し続けている多くの女性と女兒のための司法を保障するために、規模拡大される必要がある。

257. ほんの僅かの国々が、紛争後の復興政策とプログラムで女性の経済的安全保障を支援する措置を報告した。ほとんどの紛争の悪影響を受けた国々では、女性、特に母子家庭の女性の労働力への参加率が高まる¹³⁴。その雇用はしばしば非正規の自営業または家庭の農場での無償労働のように質の悪いものであるが、その労働市場への参入は、改善された家庭と地域社会の福祉と関連している。しかし、しばしば、伝統的なジェンダー役割が再び出てきて、戻ってくる戦闘員が乏しい職の機会を独占するので、女性は紛争の余波で職を失う¹³⁵。従って、国々は、紛争後の復興では女性の経済的安全保障に重点を置く必要がある。

258. 紛争後の経済政策策定は、女性の経済的安全保障に対して主要な課題となる。経済回復政策は、しばしば、国際金融機関が課すローンの条件付与の影響を受け、インフラ投資に狭い重点が置かれ、ジェンダー平等にとって重要な領域に否定的インパクトを与える緊縮措置とより合わされる¹³⁶。職を創出する措置は男性の雇用を優先する傾向にあり、公共支出の削減が、保健ケアと教育のようなすでに脆弱な社会インフラを弱体化し、そのような仕事を女性に移すことに繋がり、女性の無償のケアの重荷を増す¹³⁷。ジェンダーに対応した経済回復政策が必要とされる。

(d)ジェンダーに対応した紛争と危機の防止を保障する

259. 世界的行動と投資は、依然として危機を防止するよりはむしろそれに対応することに重点が置かれ、紛争に対応するために国連が費やす7ドルにつき、わずか1ドルが防止に費やされている¹³⁸。紛争または危機に見舞われた3か国を含めたわずか6か国が、軍事支出を下げ、それを過去5年で社会政策に再配分したと報告した。

¹³⁴ Patricia Justino、「暴力的な紛争とジェンダーの経済的役割の変化: 紛争後の経済回復の意味合い」、Fionnuala Ni Aolain 他編、ジェンダーと紛争オックスフォード・ハンドブック(ニューヨーク、オックスフォード大学出版、2018年); Patricia Justine、「復興のために働く女性: 紛争後の女性の雇用が家族と地域社会の福祉に与えるインパクト」*国連ウィメンの女性・平和・安全保障に関する資料集*(ニューヨーク、国連ウィメン、2012年)中。

¹³⁵ 同上。

¹³⁶ Jacqui True, Arbor Swedberg、「WPSと国際金融機関」、Sara E. Davies, Jacqui True 編、*女性・平和・安全保障のオックスフォード・ハンドブック*(ニューヨーク、オックスフォード大学出版、2019年)中。

¹³⁷ 同上。

¹³⁸ Jacqui True, Barbro Svedberg、「WPSと国際金融機関」、Sara E. Davies, Jacqui True 編、*女性・平和・安全保障のオックスフォード・ハンドブック*(ニューヨーク、オックスフォード大学出版、2019年)中。

260. 3分の1より少し多くの国々が、武力紛争の防止と解決にジェンダーの視点を統合してきたと報告した。過去5年にわたって、女性指導者とグループは、しばしば草の根と地方レベルで、すべての地域にわたって紛争防止と平和構築により関わるようになってきている。例には、地域社会の紛争、対人間紛争及び部族間紛争をそれらが闘いにエスカレートする前に仲裁し、解決すること、共同体間の緊張がエスカレートすることを止め、休戦を仲介し、文民の安全地帯を創設するために、地方レベルで武装した行為者の間の折衝、人道・救援イニシアティブの調整、紛争後の選挙の監視、平和教育プログラムの実施が含まれる。

261. 女性の地方の防止と平和構築努力を認め、支援し、資金提供することも紛争の分析と早期警告制度に貢献する。紛争と危機に見舞われている約31%の国々が、ジェンダーに配慮した紛争分析と早期警告と防止メカニズムを実施したと報告した。女性の移動制限と女性に対する暴力のエスカレートのようなジェンダーに特化した指標は、緊張の高まりと軍事化を合図することができ、早期警告制度と状況分析に含まれるべきである¹³⁹。そのような分析は、被害者としての女性にただ重点を置くべきではなく、紛争における行為者、仲裁・和解・和平努力における指導者としても考慮されるべきであり、紛争防止戦略の立案にかかわらせるために利用されるべきである。

3. 今後の行動と促進される実施のための優先事項

262. 安全保障理事会決議第1325号(2000年)の20周年が近づくとつれて、国連は、実施格差を埋め、6つのカギとなる優先事項に対処する努力を倍増している(S/2019/800)。国々は、ますます、世界の平和、安全保障、人道アジェンダをその国の行動計画に統合し、和平プロセスと安全保障セクター改革に統合してきた。国々、国連、市民社会及びその他の人道行為者は、危機と緊急事態救援努力をよりジェンダーに対応したものにするために活動している。しかし、実施は、継続してなされた公約には足りていない。

263. 国々は、3つの領域で行動を優先するべきである。第一に、女性とその団体は、平和と安全保障と人道行動で、さらなる代表者数とリーダーシップを達成するために、十分な資金とその安全保障に対する脅威からの保護を有している必要がある。和平仲介者、国際団体及び各国政府は、和平プロセスが完全に包摂的で、女性仲裁者と折衝者の任命を支援し、包摂的な代表団を奨励し、もし女性が欠席しており、数が少ないならば、圧力をかけることを保障する必要がある。第二に、女性に対する暴力、性と生殖に関する健康サービス、サヴァイヴァー中心の司法に関連したプログラムとサービスが、紛争と危機に見舞われている国々で規模拡大される必要がある。第三に、資源と雇用への女性のアクセスを優先し、重要な公共サービスに投資することにより、社会を再形成するためにもっと多くのことがなされなければならない。

264. 紛争防止への取組の組織的変更は、紛争、暴力、不安定の根本原因に対処して、異なった社会グループの間に緊張を生むことによって紛争を煽り、世界の武器取引が栄えることを可能にする世界的な不平等と不均衡な開発の構造に鋭い重点を置くことに繋がるであろう。

¹³⁹ 国連ウイメン、紛争を防止し、司法を変革し、平和を確保する。

F. 環境保存、気候行動、強靱性の構築

カギとなるメッセージ

- ・土壌の悪化、生物多様性の損失、地球温暖化及び汚染は、広がった相互に関連する環境危機となっている。
- ・気候変動と環境悪化は、女性の所得と食糧の安全保障、保健と生計を危険にさらす、土地、天然資源、持続可能なインフラ及び公共サービスへのアクセスに関連する悪化する底辺にある不平等によって、最も周縁化された女性と女兒に不相応な悪影響を及ぼしている。
- ・環境悪化のジェンダーのインパクトに対処するために、国々は、①環境政策、気候政策及び災害危険削減政策にジェンダーの視点を織り込み、②気候強靱性を築くために、女性の能力を築き、③自然災害が女性と女兒に与えるインパクトを減らし、④環境保続、保護、リハビリへの女性の参画を推進するための行動を優先してきた。
- ・気候・環境政策と行動は、ジェンダー平等を推進する努力と十分に統合されておらず、十分な注意が、ジェンダー関連の牽引力と環境危機・気候危機のインパクトに払われていない。
- ・国々は、危機の影響を最も受けている者のかかわりを得て、ジェンダーに対応した政策とプログラムを立案し、資金提供し、実施し、持続可能で料金が手頃なインフラとサービスを、強靱性を築くために提供すべきである。
- ・気候安定化、生物多様性の保存そして同時にディーセント・ワークと万人のための社会保護を通して、生態系的・社会的福利に向けた再生経済への正しい移行が必要とされる。

265. 1995 年以来、特に過去 5 年間で、土壌の悪化、生物多様性の損失、地球温暖化及び汚染の広がりプロセスが急速に進み、広範な相互に関連する環境・気候危機へと強まってきた。環境運動の先頭に立つ女性、特に若い女性と農山漁村・先住民族女性のアクティビズムは、環境悪化が特に農山漁村地域の女性と女兒に特別なインパクトを与えることを強調している(重大問題領域 K)。環境・気候危機は、特先進工業国における生産と消費、土地の利用、天然資源の抽出及び化石燃料への持続不可能なパターンに基づく経済モデルによって牽引されている(「持続可能な開発目標 12」)。気候変動の結果(「目標 13」)が、貧困(「目標 1」)、食糧の安全保障(「目標 2」)、保健(「目標 3」)、持続可能な水とエネルギーの提供(「目標 6 と 7」)、及び生計(「目標 5 と 8」)に関連するものを含め、既存の不平等を増幅している。変革的な政策取組の必要性がますます認められるようになっている。ジェンダー平等、環境、持続可能な開発の間の相乗作用を仮定して、「行動綱領」は、環境保存、保護、リハビリ・イニシャティヴの核心にジェンダー平等の達成を据える重要な政策ガイダンスを提供している。

266. CSW62 と 63 の合意結論の中で、CSW は、環境問題と気候問題に対処し、女性と女兒の強靱性と適応能力を支援するジェンダーに対応した戦略の必要性を強調した。持続可能な上下水道、エネルギーと輸送、公共のスペースと土地へのアクセスの女性にとっての重要性も明らかにされた(E/2018/27 及び E/CN.6/2019/L.3)。

267. ジェンダー平等の主流化、女性のエンパワーメントとその人権の享受は、「リオ条約」に書かれている。ジェンダー行動計画には、「生物多様性条約 2015-2020 年ジェンダー行動計画」、「国連気候変動枠組条約ジェンダー行動計画(2017 年)」が含まれる。2015 年の「パリ協定」の下で、気候変動、ジェンダー

平等、女性のエンパワーメント及びその権利の実現の問題は、すべて関連していることが認められている。

268. リオ条約及びその他の多国間環境協定のための財政メカニズムである「世界環境ファシリティ」も世界的な環境利益とジェンダー平等をつなげ、土地、水、森林と漁業を含めた資源への女性による改善されたアクセスとその利用と管理を支援し、天然資源に関する女性の意思決定と変革の担い手としてのその役割を高め、女性のための保存、リハビリ、回復行動のような持続可能な生計と所得創出機会を推進し、女性の技術と能力を築くことに投資するために各国政府、民間セクター、市民社会と協力する手段として、2017年にジェンダー平等に関する政策も採択した。気候金融機関の中で、グリーン気候基金は、基金事業の初めからジェンダーの視点を統合した初めてのものとして目立っている。ジェンダー主流化は、その目標と指導原則にとって中心的であり、ジェンダーに配慮した取組は、2015年のジェンダー政策と行動計画を含め、その統治文書と関連する政策に埋め込まれている。

3. 世界と地域の傾向

269. 農地と牧草地の急速な拡大と持続不可能な管理によって広範囲に引き起こされる土壌の悪化は、特に農山漁村地域社会と小規模農業者である32億人の人々に悪影響を及ぼしている¹⁴⁰。世界の土地面積の約40%より成る乾燥地の大変に貧しい人々は、女性と子どもが早魃、食糧の不安定、強制移動及びその他の結果で苦しんでいる状態で、最も悪影響を受けている¹⁴¹。

270. さらに、自然環境に与える人間の影響が、近い将来に絶滅にひんしている100万の種にまで及んでおり、壊滅的な生物多様性の損失という結果となっており、地球上の互いに繋がっている生態系、人間の生活、定住、食糧源、清潔な水と空気を脅かしており、極端な天候と自然災害に対する自然の防衛を破壊している¹⁴²。世界的に、先住民族、地方の地域社会、都会の貧困者と女性と女兒は、最も土地と資源が不安定になる傾向にあり、このようにして環境悪化と生物多様性の損失の影響を受ける傾向にある¹⁴³。

271. 温室効果ガス排出の程度の高まりは、地球温暖化の前例のない率を助長している。気候変動の結果は、十分に理解されておりつまり、海洋の酸化と脱酸素化、氷冠の溶解と海面上昇、変化する天候のパターンと極端な天候現象(洪水、早魃、野火)、動植物の数の変化と生息地の喪失、農業・食糧の安全保障と人間の居住と健康に対する脅威である¹⁴⁴。気候変動政府間パネルは、気候変動は貧困と不平等をさらに悪化させ、周縁化された集団に与えるそのインパクトは、不平等な力関係、発言権と働きへの制約、土地・資源・公共サービス・持続可能なインフラへのアクセスの制限のために一層大きいと結論付けた¹⁴⁵。

272. 土壌と水の悪化、生態系と生物多様性の破壊及び気候変動に関連する汚染が、病気と早死--2015年

¹⁴⁰ 生物多様性と生態系サービス政府間科学政策プラットフォーム、*土壌の悪化と回復に関する評価報告書の現政策策定者の他の概要*。

¹⁴¹ 同上。

¹⁴² 生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム、文書 IPBES/7/10/Add.1。

¹⁴³ 同上。

¹⁴⁴ 気候変動政府間パネル、*2014年気候変動: 総合報告書*; 気候変動政府間パネル、*2014年気候変動: インパクト、適合、脆弱性*。

¹⁴⁵ 気候変動政府間パネル、*1.5°Cの地球温暖化*。

に推定 900 万件の早死---は最大の環境的な原因であり、特に低・中所得国の貧困者、女性、子ども及びすべての国々のマイノリティと周縁化された人々に悪影響を及ぼしている¹⁴⁶。ほとんどの大気汚染は、高・中所得国の化石燃料の燃焼と気候変動を主として助長するものでもある低所得国のバイオマスの燃焼によって引き起こされている。

273. 環境悪化と気候変動は、経済全体にわたり、社会全体を通じた、家庭と環境における男女間の根強い力の不平等な関係のための既存のジェンダー不平等を増幅している¹⁴⁷。女性の地位は、意思決定への参画の低いレベルと土地、水、その他の天然資源と公共サービスとインフラへのその依存性によって悪化している。女性が行う無償のケア労働と家事労働の重荷が、男性の出稼ぎによって、または女性とその家族が代替の生計を求めざるを得ない時、または環境または気候災害のために移動する時、さらに悪化している¹⁴⁸。農山漁村と先住民族の女性は、特に脆弱である¹⁴⁹。

274. 自然災害に耐え、回復する女性の能力は、ジェンダー不平等によって損なわれている。女性の間の死亡率は、男性よりもかなり高く、女性の間の貧困が、災害を受けやすい地域で悪化する。状況は、その限られた移動性と構造的障害、家庭内における意思決定力と地域社会における政治参画を制限する社会規範によって複雑化されている¹⁵⁰。

275. 環境悪化と気候変動のジェンダー関連のインパクトは十分に理解されているが、そのジェンダー関連の牽引力にはほとんど注意が払われてこなかった。生産と消費の持続不可能なパターン、天然資源の利用、富の蓄積と環境危機を助長する化石燃料産業は、ジェンダー・人種・階級の重なり合う不平等を反映している。主として先進国の暮らし向きのよい人々は、現在の構造から最も利益を受けており、一方、主として開発途上国の危機を最も助長してこなかった周縁化された女性は、最も多くを失うことに耐えている¹⁵¹。

276. かなりのジェンダー不平等が、土地およびその他の天然資源へのアクセス、利用及び管理の点で、未だに残っている。これが、特に多くの場合、生存のための農業、森林、漁業への依存のために大きく女性に悪影響を及ぼしている。世界的に、3分の1近くの雇用されている女性は、林業と漁業を含め、農業で働いており、農業は、依然として、低・低中所得国で、女性の仕事の最も重要な源である(セクション III.A を参照)¹⁵²。

277. 所有権がどのように定義されているかにかかわらず、女性は男性よりも首尾一貫して少ない土地

¹⁴⁶ Philip J. Landrigan、「汚染と健康に関するランセット委員会」、ランセット、第 391 巻第 11109 号(2018 年 1 月)。

¹⁴⁷ UNEP、世界のジェンダーと環境の概観(セクション 1、脚注を参照)。

¹⁴⁸ シェラ・クラブと国連ウィメン、「変動する気候の中で移動する女性: ジェンダー、気候、移動性に関する討議文書」、2018 年 12 月; 国際食糧政策調査機関、*2019 年他い食糧政策報告書*(ワシントン D.C.、2019 年); 国連ウィメン *2019-2020 年世界の女性進歩*。

¹⁴⁹ 国連食糧農業機関(FAO)、*食糧と農業の状態: 気候変動、農業及び食糧の安全保障*(ローマ、2016 年); ILO、*先住民族と気候変動: デイセント・ワークを通じた被害者から変革の担い手まで*(ジュネーブ、2017 年)。

¹⁵⁰ 国連ウィメン、*持続可能な開発のためにジェンダー平等と気候行動との間の共同利益を強化する: 気候変動プロジェクトにジェンダー配慮を主流化する*(ニューヨーク、2016 年)。

¹⁵¹ Joni Seager、「危機の時代のジェンダー平等と環境的持続性」、北京+25 に関する専門家会議のために準備された文書(ニューヨーク、2019 年 9 月)。

¹⁵² ILO、*働く女性: 2018 年の傾向*(ジュネーブ、2016 年); ILOSTAT(2019 年)。

を所有しており、多くの場合、ジェンダー格差はかなりのものである¹⁵³。地域によってかなり様々ではあるが、農地の所有者のわずか14%が女性である¹⁵⁴。調査された180か国のうちのわずか29%で、法律と慣行において女性と男性は、土地を所有し、利用し、管理する平等な権利を有している。その中の68%で、土地の資産を主張し保護する女性の能力は、慣習法、宗教法、伝統法と慣行によって制限されている。9%の国々で、女性は土地を所有し、利用し、管理する男性と同じ法的権利を有していない¹⁵⁵。

278. 状況は、土地の奪取という現象と土地がますます商品化されることによって説明される世界中での土地への増加する圧力によって悪化している。土地市場は、包摂的であることは減多になく、国際的な投資家が特にアフリカの広大な土地を狙っている状態で、わずかな数の人々の手にますます集中している。先住民族女性と女性農業者は、大規模な土地の奪取と放棄の悪影響を最も受けている¹⁵⁶。

279. 公共サービスと持続可能なインフラと輸送への女性と女児のアクセスは、環境悪化と気候変動によって損なわれている。女性と女児は、自然災害と極端な天候現象が起こる時に、水とエネルギーの供給のような公共サービスとインフラの崩壊によって最も悪影響を受けている。先進国においてさえ、女性は、無償のケア労働と家事労働の責任、有償労働と究極的には自分と地域社会の強靱性の点で、環境・気候政策においては大きく見過ごされている¹⁵⁷。土地、エネルギー、上下水道のようなカギとなるセクターでの性別データとジェンダー統計の欠如は、環境悪化のジェンダー関連のインパクトに対する理解を制限している。

280. 世界的な電化は、2017年に人口の89%に達した。都会地域でのアクセスは、ほとんど普遍的で(97%)、一方、農山漁村地域は遅れていた(79%)¹⁵⁸。料理のためのクリーンな燃料と技術への世界的なアクセスは、2016年に59%に達した¹⁵⁹。ほとんどが農山漁村と都会周辺地域の約30億人の人々が、汚染するストーヴと燃料の組み合わせで、いまだに料理している¹⁶⁰。サハラ以南アフリカでは、農山漁村人口の92.2%が料理のために固形燃料にたよっている¹⁶¹。家族は、固形燃料(薪、作物の屑、炭、石炭または糞)を集めるために女性と女児に頼っており、これが彼女たちの時間の貧困を助長する。地域の13か国のデータによれば、料理のために固形燃料を使用している家庭の女児は、薪集めに、平均して週に18時間を費やしている¹⁶²。固形燃料の使用は、焚火または汚いストーヴで料理することも意味し、エネルギーの貧困と家庭

¹⁵³ Cheryl Doss 他、「アフリカにおける土地の所有権と管理のジェンダー不平等: 神話対現実毛、IFPRI 討議文書、第 01308 号(ワシントン D.C., 2013 年)。

¹⁵⁴ 国連ウイメンと国連、「持続可能な開発目標の進歩」。

¹⁵⁵ OECD、*SIGI 2019* 年。

¹⁵⁶ 国連ウイメンと OHCHR、「土地とその他の生産資源への女性の権利を実現する、第 2 版(近日出版)。

¹⁵⁷ 欧州ジェンダー平等機関、*北京+25*。

¹⁵⁸ 世界銀行「農村漁村(農山漁村人口の割合)、電気へのアクセス」、万人のための持続可能なエネルギー・データベース。
<https://data.worldbank.org/indicator/EG.ELC.ACCS.RU.ZS> より閲覧可能(2019 年 11 月にアクセス)。

¹⁵⁹ WHO、「2018 年世界保健統計: SDGs のために保健を監視する、持続可能な開発目標(ジュネーブ、2018 年)。

¹⁶⁰ 同上。

¹⁶¹ 国連ウイメンと国連、「持続可能な開発目標の進歩」。

¹⁶² WHO、「機会を燃やす: 保健、持続可能な開発、女性と子どもの福利のためのクリーンな家庭のエネルギー(ジュネーブ、2016 年)レ
国連ウイメンと国連、「持続可能な開発目標の進歩」。

の空気汚染を悪化させる。2016年に、そのような家庭の空気汚染にさらされることで、全世界で380万人の死亡を引き起こし¹⁶³、女性と幼い子どもが最も悪影響を受けた¹⁶⁴。

281. 安全に管理された飲用水サービスは、2017年に世界人口の71%に利用可能であった。都会地域の人々の推定85%にそのようなアクセスがあったが、農山漁村地域の数字はわずか53%であった¹⁶⁵。農山漁村の最も貧しい人々、特に水集めの責任を持つ人々は、最も苦しむ。女性と女兒はデータが利用できる61の開発途上国で、家屋に水へのアクセスがない家庭の80%で、水集めに対して責任を負っている¹⁶⁶。結果としての時間の重荷は、旱魃、砂漠化、水の乏しさによって複雑化され、これが女性と女兒に比較的長い距離を歩くことを強いる。つまり、2億700万人の人々が、住んでいるところから30分以上離れている水源を未だに利用している¹⁶⁷。改善された水源と下水施設を欠いている地域社会は、主としてサハラ以南アフリカと南アジアに位置している¹⁶⁸。しかし2017年には、世界人口のもう後13%が、2000年よりも家屋にある改善された飲用水源にアクセスしており、さらに2億9,200万人の人々が改善された下水施設を共有していた¹⁶⁹。女性と女兒は、清潔で安全で私的な下水施設の欠如によって最も悪影響を受けている。清潔な水、安全な下水道及び衛生の欠如は、ほとんどがアフリカで、2016年に87万件的死亡と関連していた¹⁷⁰。

282. 気候関連の意思決定への女性の平等な参画は、社会的・経済的・環境的気候強靱性の利益をもたらすために極めて重要である。天然資源管理への女性の参画を可能にすることは、より良いガバナンスと保存に繋がり¹⁷¹、ジェンダー・クォータ制の適用は、森林保存と気候介入をより効果的にし、利益のより平等な共有に繋がる¹⁷²。

283. 気候関連の意思決定プロセスと世界レベルの政府間気候折衝への女性の参画は近年増えてきているが、依然として同数からは程遠い。2013年から2019年の間に、「国連気候変動枠組条約」の代表団としての女性の参加の程度は、一つには意識啓発、訓練、能力開発活動を通じた「枠組」のジェンダー行動

¹⁶³ WHO、2018年世界保健統計。

¹⁶⁴ WHO、「家庭の空気汚染と健康」、ファクト・シート(2018年5月); John R. Balmes、「固形燃料の家庭での組み合わせからの家庭の空気汚染と健康」、アレルギーと臨床免疫学ジャーナル、第143巻、第6号(2019年6月)。

¹⁶⁵ ユニセフとWHO、2000-2017年家庭の上下水道と衛生に関する進歩: 不平等に特に重点(ニューヨーク、2019年)、上下水道への普遍的アクセスに関する「目標6」の下での監視は、「改善されたまたは改善されていない」水源の評価から「安全に管理されている」水サービスに変わってきた。改善された飲用水源は安全な水を提供する可能性がある。安全に管理された飲用水は、家屋でアクセスでき、必要な時に利用でき、汚染がないものであるべきである。WHOとユニセフ、飲用水と下水道と衛生の進歩: 2017年の最新勝報とSDGの基準値(ジュネーヴ、2017年)。

¹⁶⁶ 国連ウィメンと国連、「持続可能な開発目標の進歩」。

¹⁶⁷ WHO、2018年世界保健統計。

¹⁶⁸ 世界銀行、2017年持続可能な開発目標の地図: 世界の開発津指標から(ワシントンD.C.、2017年)。

¹⁶⁹ ユニセフとWHO、2000-2017年家CP/庭の飲用水、下水道と衛生の進歩。

¹⁷⁰ WHO、2018年世界保健統計。

¹⁷¹ Craig Leisher 他、「森林・漁業管理グループのジェンダー構成は、資源ガバナンスと保存成果に影響を及ぼすか? 組織的地図」、環境の証拠、第5巻、第6号(2016年)。

¹⁷² Nahhan J. Cook, Tara Grillos, Drister P. Andersson、「ジェンダー・クォータ制は、気候政策介入の平等と公かを高める」、自然の気候変動、第9巻、第4号(2019年4月)。

計画の実施の結果として、29%から 38%にまで増加した(FCCC/CP/2019/9)。

2. 「行動綱領」実施のために各国が取った行動

284. 女性は依然として環境・気候政策と意志決定プロセスと実施において周縁されている。「行動綱領」と「2030 アジェンダ」の公約に応えるにはジェンダーに対応した政策枠組、環境悪化と気候変動と自然災害が女性と女兒に与える不相应なインパクトの削減、性別データとジェンダー統計の収集、女性の気候強靱性と保存へのそのかわりを強化する能力開発が必要である。

285. 国の報告書は、(a)環境・気候・災害危険削減政策にジェンダーの視点を統合すること、(b)女性の中に気候強靱性を築くこと、(c)自然災害が女性と女兒に与えるインパクトを減らすこと、(d)環境保存・保護・リハビリへの女性の参画を推進することという 4つの領域での実施の傾向を強調している。

(a)環境・気候・災害危険削減政策とジェンダーの視点

286. 環境・気候・災害危険削減に関する政策に、ジェンダーの視点を統合することは、女性と女兒のニーズと優先事項に対処し、環境悪化と気候変動の牽引力とインパクトに関連して彼女たちが直面する重複し重なり合う形態の不平等と差別に対処するための重要な第一歩である。ジェンダーに対応する環境と気候政策の枠組みは、女性と女兒がその政策と実施に関わり、そこから平等に利益を受けることを保障するであろう。

287. 国々は、その方向で手段を取り、ジェンダー平等と環境持続可能性との間の関連性に対する増加する理解を反映する政策を制定してきた。例には、国の環境と天然資源管理法へのジェンダー平等と女性の参画の統合及び森林伐採と森林悪化からの排出ガスを減らすための部門のジェンダーに対応した計画の採択が含まれる。ある国では、有望な戦略が、環境資源管理のジェンダーと多文化主義に関して採択されてきた。国々は、ますます、ジェンダー平等に関する政策に環境と気候変動への配慮も統合している。

288. ますます多くの国々が、低炭素開発のような気候政策と気候変動戦略と適合措置にジェンダー平等配慮を主流化しつつある。場合によっては、これには、気候変動と環境悪化のジェンダー関連のインパクトの分析、女性の貢献、役割、強靱性の評価も含まれる。約 20 か国が、気候変動ジェンダー行動計画を実施しており、この下で、女性は積極的な変革の担い手とみられている¹⁷³。効果的な計画が特定の状況に向けられ、草の根からの多様なステイクホルダーのグループによって立案されている。これらは能力開発、政府内調整及び政府と多様な支持基盤の間の協力を刺激し、広範な問題を含み、農山漁村と都会の家庭から国の政策領域まで多様なレベルでの行動と指標を含めている¹⁷⁴。

289. 国々によって採択された政策とガイドラインの下で、災害危険管理における参加者であり、意思決定者としての男女の異なったニーズと女性の役割が考慮に入れられているものもある。緊急事態と危機の場で、ジェンダー危険分析と暴力と性的搾取の防止のための規定が作られている。国々の中には、特別なニーズに基づいて適切なサービスに暴力の被害者を照会し、緊急事態と災害で、性と生殖に関する健

¹⁷³ 自然保護国際連合世界ジェンダー事務所は各国政府とのパートナーシップで、フィンランド政府と米國小才開発機関の支援を得て、これら計画を促進してきた。

¹⁷⁴ 世界ジェンダー事務所、自然保護国際連合、*実施の芸術: 国と地域の気候変動系決定を変革する戦略*(スイス、グランド、2012年)。

康と権利サーヴィスの継続性を保障するメカニズムを含め、緊急事態で、ジェンダーに基づく暴力への対応に関する手続きを運用する基準を導入したところもある。

290. 「生物多様性条約」の下で締約国が準備する国の生物多様性戦略と行動計画の中で、ジェンダー配慮が、多様な方法で統合されてきた。つまり、174 か国の 14%が、指導原則として女性のエンパワーメントまたはジェンダー平等を含め、最近の計画の 24%に、少なくとも 1つの特別なジェンダー関連の活動が含まれており、15%が、農業者、漁業者、先住民長老として、伝統的な生態系の知識の保持者として女性に言及し、24%が、環境の管理者としての女性に言及している。わずか 4%の計画で、女性が変革の担い手とみなされている。

291. 「パリ協定」の下で、締約国は、国内的に決定された貢献を準備し、伝え、維持するよう要求されている。これらには、国の排出ガスを減らし、気候変動に適合する努力が含まれる。190 か国の貢献の分析は、64 が女性またはジェンダーへの言及を含んでおり、15 が、意思決定者または気候変動政策策定のカギとなるステークホルダーとしての女性に言及しており、6つが、変革の担い手としての女性に言及している¹⁷⁵。

292. 国々は、まだ、リオ条約の下での国の報告を含め、環境・気候計画と政策にジェンダー平等配慮を完全に含めなければならない。ジェンダーに対応した気候資金調達またはジェンダーに対応した環境保存への投資に関する国の報告には情報不足があった。

(b) 女性の中の気候変動強靱性を強化する

293. 気候変動強靱性を築くカギは、気候変動への対応で組織的にジェンダー格差に対処することである。この点で、国々は、土地・水・エネルギー・その他の天然資源への女性のアクセス、利用、管理を高めてきた。保有の安全保障または共有地への権利のようなアクセスは、例えば、持続可能な農業及び持続可能な生計を通じた気候強靱性を築く手助けができる。北アフリカと西アジアの報告した国々の 64%、サハラ以南アフリカの 56%が、特にこの地域の女性の土地と資源への権利の制限を仮定すれば、女性の資源へのアクセスと管理を改善するために行動してきたことは有望である。しかし、そうしてきたのは全体の国々のわずか 38%である。

294. 国々の中には、地域社会を基盤とした天然資源管理を通じた多様化した気候に強靱な生計を支援しているところもある。一つのイニシアティブでは、新たに開発された地域の 30%が、女性の農業への参画を推進するために女性に配分されている。その他のプログラムには、土地イニシアティブにジェンダーの側面を築き、女性が持続可能な土地慣行を実施するよう奨励し、これを支援するための訓練、キャンペーン、行事が含まれる。自然を基盤とした解決策と先祖伝来の知識を現代技術と結びつける解決策には元気づけられる。そのようなイニシアティブが持続可能であるためには、所得の安全保障と女性とその家族のための社会保護のために規定が作られる必要があり、女性の無償のケア労働と家事労働の重荷が増すのではなくて減ることを保障する必要もある。

295. 全世界の女性生産者と農業者及び女性の協同組合は、持続可能な先祖伝来の、先住民の、現代技

¹⁷⁵ Barbara Claabots, olly gilligan、ジェンダーと生物多様性: 国の生物多様性戦略と高度等計画の中の女性とジェンダー平等配慮の分析(NBSAPs)(ワシントン D.C.、世界ジェンダー事務所、国際保存連合、2017 年)。

術の慣行の組み合わせをますます採用している。これらには、農業の生物多様性、旱魃耐性の早生作物の種の利用、悪化した土壌を回復し、土壌の中に水を貯える土壌と水の保存技術、生産を多様化し、土壌の肥沃度を回復し、土壌の浸食、砂漠化、森林伐採を抑制する農林業の利用が含まれる。土地とその他の生産資源、改良サービス、早期警告制度、気候情報、貸付、貯蓄、保険及び代替の生計選択肢へのさらなアクセスが、強靭性を築く基本である¹⁷⁶。

296. 国々は、強靭性を築く手段として、グリーン・エコノミーでの平等な雇用を推進している。行動は、電力や水を自給している女性がクリーン・エネルギーの製品を市場に出し普及させる人となり、または太陽光エネルギー・プロジェクトにかかわることができるようにし、女性のために環境保存の雇用機会を創出し、廃棄物管理、堆肥作り、リサイクリングまたは管理職や水文学者としての女性の存在を推進することにより水の供給と下水道の提供を改善することに関して、遠隔地・農山漁村地域の女性を訓練することに重点を置いてきた。国々の中には、エネルギー・セクターでの女性のための平等賃金、リーダーシップ、機会を達成するために努力している「30年までに平等」キャンペーンに加わってきたところもある。そのようなキャンペーンと労働市場政策は、グリーン・エコノミーで、職業分離とジェンダー賃金格差の再生パターンを避けるために必要である。世界的に、何十年もの環境悪化を逆転させ、さらなる所得の平等を達成する目的で、持続可能な職へと正しい移行に向けた一層の注意が払われつつある。しかし、ジェンダーの側面の討議はあまりなかった¹⁷⁷。

297. わずか 23%の国々が、環境政策と持続可能なインフラ・プロジェクトが女性と女兒に与えるインパクトを評価していると報告し、わずか 20%が、先住民族女性の保存慣行を保護するために活動していた。

(c)自然災害が女性と女兒に与えるインパクトを減らす

298. 災害に耐え、回復する女性と女兒の能力は、ジェンダー不平等に大きく影響される。ほとんどの災害で、女性の死亡率は男性よりもかなり高く、そのような災害に見舞われた地域では女性は男性よりも深い貧困に陥る。この結果は、家庭と地域社会での女性の限られた移動性と意志決定力によって複雑化される¹⁷⁸。ジェンダーに対応した政策とプログラムは、従って、自然災害が女性と女兒に与える不相応なインパクトを明らかにし、防止し、緩和するために極めて重要である。

299. 大多数の国々(56%)は、災害危険削減、気候強靭性・緩和政策、プログラム、プロジェクトにおける女性の参画とリーダーシップを支援して来たと報告し、オセアニアの 90%の国々と東南アジアの 71%の国々は、この点でのイニシアティブを報告した。多くの国々も、オセアニアの報告した国々の 64%と中央アジアと南アジアの報告した国々の 60%を含め、過去 5 年間で、証拠基盤を強化し、環境悪化と災害に対する女性と女兒の脆弱性についての意識を啓発したと報告した。わずか 24%の国々が、救援支払い、災害保険、災害時の補償のようなサービスへの女性のアクセスの推進を行ってきたと報告した。

300. 国々の中には、災害をこうむりやすい地域で、女性と子どもの生計と保健の安全保障を支援し、安

¹⁷⁶ FAO 他、2018 年世界の食糧の安全保障と栄養の状態：食糧の安全保障と栄養のために気候強靭性を築く(ローマ、FAO、2018 年)。

¹⁷⁷ UNCTAD、2019 年貿易と開発報告書(セクション I、脚注を参照)。

¹⁷⁸ 国連ウィメン、ジェンダー平等の間の共同利益を強化する。

全な飲用水と社会保護を提供し、または災害の状況での異なった女性グループの特別なニーズを考慮することにより、災害が女性に与えるインパクトを減らすプログラムを実施してきたところもある。中には、政府部局と地域社会指導者のためのジェンダーの視点と災害中の女性・子ども・障害者のニーズに対処する市民社会の能力を築く努力、緊急事態対応者がジェンダーに基づく暴力の被害者への支援を明らかにして提供する手助けをする計画を持つ災害危険管理と気候変動訓練について報告したところもある。

301. 国々は、気候変動と自然災害をものともせず女性に支払い、保険、補償にアクセスできることを保障するために活動している。いくつかのプログラムの下で、女性は自助グループと村の貯蓄・ローン協会及び災害救援と復興のための現金助成金の支払い、気候変動から生じる物質的・金融的損失を補償する農業危険・保険基金を通して金融サービスを受けている。

302. 調査と分析を推進することにより、国々は、災害に関連して女性と女兒のニーズに対するより良い理解に貢献し、より包摂的な政策と戦略を特徴付けている。国々の中には、国の災害危険削減政策、プログラム及び戦略、及び危険管理と災害対応と復興のジェンダー評価を行っているところもある。国々の中には、性別データの収集、分析、普及を改善するために活動しているところもある。太平洋地域のあるイニシャティヴでは、先住民族の方法論が、ジェンダーと気候変動のインパクトに関する情報を普及し、データを収集するために用いられつつある。その他の国々は、自然災害の被害者の数に関する性別データを作成している。

303. 国々の中には、災害危険管理と災害危険に備えるイニシャティヴのあらゆる段階とあらゆるレベルに女性をかかわらせる手段を取ってきたところもある。

(d)環境保存、保護、リハビリへの女性の参画

304. あらゆるレベルでの環境と気候に関する女性の完全参画と意志決定におけるその働きは、その福利と強靭性にとってのカギである。しかし、構造的障害と差別的な社会規範が、家庭での意思決定とより広い地域社会でのその社会的・政治的参画を制限し続けている。

305. 大多数の国々(61%)は、環境と天然資源管理とガバナンスにおける女性の参画とリーダーシップを支援してきたと報告した。この数字は、オセアニア(90%)とラテンアメリカとカリブ海(80%)で特に高い。特別な行動には、森林、水、牧草地の利用者協会のように、地方レベルでの意思決定への女性の参画とあらゆるレベルの環境プロジェクトとイニシャティヴへのかかわりを高めことを目的とする部門のジェンダー戦略と行動計画が含まれる。先住民族とアフリカ系女性の参画もある程度の関心を集めてきた。

306. 国々の中には、保護地域管理委員会と水委員会の最低 40%の女性委員、森林資源地方企画管理委員会に 30%の委員及び村の資源管理委員会でジェンダー同数を要求してきたところもある。

3. 今後の行動と促進される実施のための優先事項

307. 国々によって報告された政策とイニシャティヴの多くには可能性があるが、これらは分裂する傾向にあり、環境・気候危機のジェンダー関連の牽引力とインパクトに対処できないでいる。気候変動と環境悪化は、継続して不平等を強化しているので、政策と不作為が周縁化されている集団に与えるインパクトの可能性に十分注意が払われてこなかった。特にサービス不足の農山漁村と都会地域社会の貧しい女

性と女兒は、取り残されるさらなる危険にさらされている。

308. 国々は、3つの領域での行動を優先すべきである。第一に、企画と政策はよりジェンダーに対応したものであり、その実施は適切に資金提供される必要がある。第二に、持続可能で料金が手頃なインフラとサービスは、地域社会の強靭性を築き、自然災害を予期し効果的に対応するために極めて重要である。第三に、最も悪影響を受けている者の声が、意思決定者によって聞かれることを保障するためにさらに多くのことがなされる必要がある。天然資源の効果的管理、災害危険削減と対応、環境ガバナンスと気候行動には、ジェンダーに対応した取組が必要である。

309. ジェンダー平等を中心的問題としている幅広い、適切に資金提供される変革的戦略が、環境の崩壊、全部の種の絶滅を未然に防ぎ、人類が何百万人もの人々を貧困に陥れ、強制移動させることなく生き延びるためには必要とされる。化石燃料の抽出と燃焼、その他の天然資源の抽出、土地と森林の撤去及び土地と水と大気を汚染する工業化に根がある経済成長と開発の有力なモデルは変革されなければならない。集団的行動を通して、女性は、生態的社会的福利、新しい再生経済、人々と惑星のケアに向けた新しい再生経済を生み出す必要性にスポットライトを当ててきた。気候の安定と生物多様性の保存に向けた正しい移行のためのジェンダーの視点は、万人のためのディーセント・ワークと社会保護、ケア経済への投資を含むべきである。「行動綱領」の公約に沿う再生経済の目的の一つは、気候と環境悪化をさらに悪化させ、暴力と不安定をさらに悪化させる傾向を逆転させることであろう。

IV. 前進の道: 学んだ教訓と「行動綱領」と「2030 アジェンダ」の促進された実施のための優先事項

310. 「行動行動」実施の世界的見直しと評価は、国々が、ジェンダー平等と女性と女兒の人権の実現を推進する際に極めて重要な多くの領域で、継続して努力を払ってきたことを示している。しかし、大規模の促進された後戻りできない変革に繋がる変革的政策は依然として必要である。公約は、行動、投資、または説明責任とはマッチしてこなかった。

311. 世界的環境での課題は、国々によってとられた行動の良好な結果の可能性も損なっている。例えばほとんどの国々は、質の高い教育への女兒のアクセスを高め、女性の経済的エンパワーメントを支援することに重点を置いてきたが、ディーセントな職の創出、技術的变化のための労働市場の変化、ケア・サービスへの投資不足という困難が、女性が依然として非正規の非標準的仕事に集中し、労働力参加におけるジェンダー格差はほとんど変わらなかったことを意味してきた。女性・平和・安全保障に関する印象的な国際法と規範の体系はある。しかし、より幅広い暴力の文化と和平プロセスへの女性の意味ある参画を推進する際に遂げられた乏しい進歩が、女性の人権と平和で包摂的な社会を築く機会に否定的インパクトを与えてきた。

312. 経済的不安定、増加する不平等、増加する政治的多極化、環境の脅威及び暴力的な紛争と世界が闘っている時、ジェンダー平等を達成する一層の緊急性がある。フェミニスト運動は、ジェンダー不平等、貧困及び脆弱性を永続化する権力と資源と機会の不平等が、今日世界が直面している問題の根本原因であることを繰り返し指摘してきた。若い女性は、持続可能な開発のすべての側面にわたって統合されたやり方での組織的変革を要請する運動の最前線にいる。原因よりもむしろ兆候に対処する普通の取組は、永久的危機の状態につながってきた。権力を再配分し、女性と女兒の人権を実現することにより、不平等を

永続化する制度を修正する方がよからう。

313. 国々が取った措置の見直しは、即座のより組織的で長期的な行動の範囲が6つのテーマ別クラスターのそれぞれで進歩を促進するために必要とされることを示している。

314. 「行動綱領」の実施から得た教訓によって特徴づけられる行動には、8つの横断的優先事項もある。これらを行動に移すことが、「行動綱領」の実施と「持続可能な開発目標」の達成にとって極めて重要である。

差別法を除去し、ジェンダーに対応した制度的枠組を優先する

315. 差別法を除去し、ジェンダー平等を推進する法律を導入する際に、女性団体によるアドボカシーのお陰で、かなりの進歩が遂げられてきたが、各国政府は、2005年に定められたすべての差別法を除去するというターゲットに達することからはほど遠い。国々が、包括的な法的保護を導入した場合でさえ、かなりの格差と障害が、実施と施行の乏しさのために、女性と女兒がその法的権利を完全に享受することを妨げ続けている。例えば、国々が女性に対する暴力に関する包括的な法律を有している場合でさえ、女性はしばしば警察と司法サービスへのアクセスを欠いており、さらに困ったことには、暴力を通報し矯正策を求める時、法律執行担当官または裁判官の手で、さらなる汚名と辱めを経験している。ほとんどの国々で、今では女性の雇用または財産権に関して正式の制限はないけれども、労働力参加、社会保護へのアクセス、資産の所有権には大きな格差が依然として規範となっている。

316. 国のジェンダー平等本部機構と国の人権機関のようなジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権を推進するためのカギとなる機関とメカニズムは、依然として慢性的に資金不足で、そのマニフェストを果たすために必要な政治的支援または承認を欠いている。民主主義が浸食されつつある時、カギなる司法、政策監督、説明責任メカニズムの衰退も、ジェンダー平等と女性が自分の権利を主張する能力を推進し、意思決定者に責任を持たせる法律と政策の実施と施行も損なう。意思決定に影響を及ぼす市民社会のスペースがますますなくなっているため、女性団体も、ジェンダー平等の公約を監視する際に重要な役割を果たす機会をますます否定されている。

317. 国々は、①緊急に差別法を見直し、これを撤廃する手段を取り、②正規の法と女性と女兒によるその人権の実際的享受との間の格差をなくし、③ジェンダー平等と女性と女兒の人権の問題に対する説明責任と対応性を確保する包摂的で民主的な制度とプロセスを強化するべきである。

サイロを打ち破り、人権基準と原則に基づいた実施に対するジェンダーに対応した統合された取組を築く

318. 「行動綱領」と「2030 アジェンダ」の核心に、統合された取組の必要性がある。しかし、実施は継続して大部分サイロの中で起こっている。そのようにして、異なった政策介入の間の相乗作用が見失われている。例えば、持続可能なエネルギー源は、環境にとって重要であるのみならず、無償のケア労働と家事労働の女性にかかる重荷も減らし、女性のために新しい形態のディーセント・ワークを創出できる。女性・平和・安全保障のアジェンダを紛争時の性暴力の問題に閉じ込めるよりはむしろ、和平プロセスのあらゆる側面にジェンダー平等をより幅広く埋め込むことが、平和と包摂的で持続可能な開発に貢献する。持続可能な開発の社会的・経済的・政治的・環境的側面にわたる横断的優先事項としてジェンダー平等が

対処されることを保障することに加えて、すべての領域が統合されなければならない。

319. 「行動綱領」と「持続可能な開発目標」のすべての領域にわたる統合は、女性の実質的平等を達成する努力における人権の独自性の原則に沿うものである。例えば、暴力的関係を離れる女性は、自分とその扶養家族のために適切な水準の生活を維持するために、司法、安全な住処、医療ケアとディーセント・ワークを必要としている。政策とプログラムも、人権基準と原則に特徴づけられる必要がある。例えば、トップ・ダウンで利益やサービスを提供するのではなくて、社会保護プログラムは、女性の完全で効果的参画を得て、例えばジェンダー固定観念を永続化することによりその平等と非差別への権利を侵害することのないやり方で、立案される必要がある。

320. 政策は、ジェンダー平等と持続可能な開発を達成する経済的・社会的・環境的側面の間での相乗作用も強化するべきである。支配的経済モデルは、ジェンダー平等の達成に必要な領域でのディーセントな雇用条件または適切な公共投資の創出にはつながってこなかった。むしろこれらは、不平等を増し、気候危機の根拠をなす持続不可能な生産と消費のパターンを牽引してきた。世界の多くの部分で、労働市場の規制緩和が、女性の間での非標準的形態の仕事の拡大を煽り、集団的に組織するその能力を損なってきた。民営化と公・民パートナーシップが女性のためにより良い、よりアクセスできるサービスを提供できず、その代わりに増加する不平等と分裂を助長してきた。女性がその人権を享受することを保障するには、そのカギとなる優先事項がディーセント・ワーク、環境、人々のケアの創出であるべき経済モデルの根本的変革が必要である。

321. 国々は、①権利の相互依存性と不可分性に注意を払って、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を完全に実施し、②持続可能な開発と平和構築戦略と計画の経済的・社会的・政治的・環境的側面全体にわたってジェンダー平等を統合し、③人間の福利とケア、環境的持続可能性、社会包摂と連帯を推進する再生経済政策を開発することにより、経済的な力関係を設定し直すべきである。

最も周縁化された女性と女兒の集団に到達し、誰も取り残さないことを保障する

322. 包摂的で、平和で、持続可能な開発には、誰も取りこさないことが必要である。障害を持つ若い女性は、男性の同僚と比べて、雇用と教育からのかなりの排除を経験している。貧しく、農山漁村または紛争の悪影響を受けた場にいる女兒は、教育達成度の点で特に不利な立場にある。地域の中には、移動女性の妊娠と出産の結果が、非移動女性よりも遅れているところもある。LGBTIの人々は、他の者よりも暴力とハラスメントの危険にさらされている。先住民族女性は、教育と保健に関するものを含め、様々な指標で、非先住民族女性よりも遅れている。分類データにますます重点が置かれているが、周縁化された集団に到達し利益を与えることにより、法律と政策とプログラムがどのように真に普遍的なものにできるかを調べることも等しく重要である。

323. 法律や政策が女性を取り残すために役立つことがないことを保障することも同様に重要である。政策が、女性の公共サービスへのアクセスを制限する緊縮措置、移動女性の保健サービスへのアクセスの制限、先住民族女性の生計を制限する土地の取用、または女性団体の参画の正規の道を閉ざすことであろうと、政策が女性と女兒の周縁化された集団に与えるインパクトの点で中立的であることは決してない。民間のサービスの提供の伸びも、貧しい周縁化された女性と女兒は、資金の乏しい公共サービスまたは非正規の、しばしば無規制の提供者にたよる可能性がより高いので、不平等と分裂を深めている。

る。

324. 国々は、法律と政策とプログラムが真に普遍的なものであり、それによってすべての女性と女兒に利益を与え、政策が不平等と周縁化を生み出し、強化することがないことを保障するために組織的に評価されることを保障することにより重点を置くべきである。

適切な資金調達で、公約をジェンダー平等にマッチさせる

325. ジェンダー平等のための不適切な資金提供は、継続して主要な課題である。多くの国々は、ジェンダー平等のための予算の配分を追跡しているが、国のジェンダー平等戦略と計画は、依然としてかなりの資金不足であり、「行動綱領」の完全実施を妨げている。さらに、世界的な税競争、脱税及び違法な資金の流れが、有力な少数者の手に資金を集中しており、一方、ジェンダー平等のために大いに必要とされる資金を公共预算から奪っている。「2030 アジェンダ」と「行動綱領」の公約に注意を払い、違法な資金の流れと脱税を矯正し、支出を軍事から社会投資に移すことが、ジェンダー平等のために資金を開放する手助けができよう。公・民パートナーシップを通じた民間セクターの資金の動員には、国際人権原則と基準に沿っていることを保障するための規制、監督、組織的で注意深い評価が必要である。

326. ジェンダーに対応した社会保護と公共サービスへの支出は、個人と経済と社会のために生み出す多くの良好な外面性に照らして、消費よりもむしろ投資とみなされるべきである。そのような投資は、雇用と、女性と女兒の移動性とその市場や学校またはケアのニーズに応え、働く家族を支えるサービスへのアクセスを高める農山漁村の道路網と都会の輸送制度のような大いに必要とされる物理的・社会的インフラの建設に資金を提供する。投資は、紛争後の状況でジェンダー平等を促進するために特に重要である。

327. 国々は、①累進的所得税と富裕税並びに政府開発援助(ODA)を通してジェンダー平等のためのより多くの国内・国際資金を動員する努力を強化し、②国のジェンダー平等本部機構と地方、国、世界の女性団体のための財源を優先し、③公・民パートナーシップを含め、ジェンダー平等のための人権基準と説明責任に従っていることを保障するために民間セクターを規制するべきである。先進国は、全セクターにわたってジェンダー平等に強い重点を置いて、後発開発途上区への援助を含め、その ODA の公約に応えるべきである。国際金融機関は、女性と女兒の人権の推進、保護、成就に対して説明責任を持つべきである。

意思決定への女性の参画を促進し、女性の権利団体のために機能的環境を醸成する

328. 女性は、あらゆるレベルで意思決定においてはかなり数が少ないままである。その参画は、正義と平等の問題として、またジェンダー特化した問題をアジェンダに載せ続けることができるために、極めて重要である。参画とは、意思決定機能がただ存在する以上のことを意味する。これは、異なった女性の集団、政策に影響を及ぼし監視する能力、社会的責任の問題としてジェンダー問題を推進する政党、セクター、団体にわたって戦略的同盟を築くことにとって大事な問題の効果的な説明である。意思決定のあらゆる領域での平等な女性の代表者数は、未来の可能性について次の世代に強力なメッセージを送るであろう。

329. 進歩は、ジェンダー平等に反対する勢力の増加する政治的影響力と人権擁護者、政治家、ジャーナリストを含めた政治生活と公的生活にいる女性が経験している暴力、虐待、ハラスメントの程度の増加によ

って妨げられてきた。従って、ジェンダー平等を推進する法律、政策、プログラムの実施を形成し、実施することへの女性の権利団体の参画は極めて重要である。女性の権利団体の参画のための機能的環境を醸成する努力は限られてきた。問題を横断する同盟と連合に対する支援と奨励は不適切であった。しかし、新しい世代のフェミニストがますます目に見える役割を果たしており、スペースと支援を与えられなければならない。

330. 国々は、①政治制度の差別的文化をなくし、暴力の脅しと脅迫を撤廃する行動をとることにより、あらゆるレベルの意思決定への女性の完全で平等で意味ある参画に対する障害に緊急に対処し、②意思決定への女性の代表者数を増やす一時的特別措置を見習い拡大し、③「行動綱領」と「2030 アジェンダ」の実施に関して女性の権利団体のための機能的で参加型のプロセスを保障し、④そのような団体のための資金提供をかなり増やし、⑤女性の人権擁護者を保護しその作業のために安全で機能的な環境を保障すべきである。

非暴力と尊重と平等の文化を生み出すために社会規範を変革する

331. 差別的な社会規範とジェンダーと文化の固定観念の根強さは、「行動綱領」実施に対するかなりの障害となっている。そのような規範や固定観念は、しばしば社会的なジェンダー役割に基づく教育、有償及び無償のケア労働と家事労働の男女間の分担、職業分離のパターンに明らかである。期待されるジェンダー役割が深く浸み込んだ規範は、女性と女兒に対する暴力の根にあり、和平プロセスを含めたすべての領域での意思決定から女性を排除することに役立っている。女性にとって、社会規範を超えることが、重要な意味を持ち、暴力や死にさえ繋がることもある。

332. 同時に、規範と固定観念は、女性の組織化と地域社会の動員のみならず経済的・社会的・政治的変化に直面して、争われ、変化を受けている。例えば、近年、女性運動は、セクハラをこれまでになかったような公的討議の場に出し、セクハラと性的攻撃がもはや規範としては受け入れられない転換点の可能性を生みだしている。教育は、今や男児のみならず女兒の権利として大きく受け入れられ、有償労働に就いている女性に関する社会規範は変わった。同様に、スポーツにおける女性の増加する代表者数は、変化する社会的期待を反映している。しかし、差別は、教育における科目の選択、仕事におけるジェンダー賃金格差及びスポーツにおけるジェンダー分離に依然として明らかである。男性と男児は、差別的な社会規範に挑戦する際に果たすべきカギとなる役割があり、男性と男児に期待されている時には有害なジェンダー役割からか離れることが可能となるので、変わる時に有利な立場にもある。

333. 国々は、①地域社会を基盤とした女性の権利団体を支援することを含め、すべての領域での進歩を解き放つために、差別的な社会規範とジェンダー固定観念の変革を優先し、②ジェンダー平等達成の同盟者としてこれら規範に挑戦する際に男性と男児を完全にかかわらせ、③規範と固定観念の変化が教育制度に完全に統合されることを保障し、④メディアを通してジェンダー平等を支援する良好な規範を推進し、⑤有害な固定観念と社会規範を推進しないことを保障するためにメディアと技術のプロバイダーを規制すべきである。

ジェンダー平等を推進する技術の可能性に備える

334. 技術の増加する重要性は、「行動綱領」の実施に関して、機会と危険を示す。技術の変化は、デジタル・プラットフォームの普及と基本的な資格または社会保護へのアクセスをしばしば欠いている新し

い形態の仕事を通して、女性の雇用機会にインパクトを与えている。他方、時間節約型の技術は、女性の無償のケア労働と家事労働の重荷を減らす可能性もあり、その手の届く範囲と利用可能性を広げることにより、サービス提供においてますます大きな役割を果たしている。しかし、社会保護制度での技術の利用は、懲罰的取組とプライバシーの権利侵害と関連してきた。技術は、暴力にさらされている女性によるサービスへのアクセスを促進できるが、女性と女兒の暴力、虐待、ハラスメントの新しいスペースも生み出している。技術は、女性が国境を越えて異なった関心領域にわたって動員し、組織できるようにする。

335. 技術は、女性と女兒の生活を改善し、「行動綱領」と「2030 アジェンダ」の実施を促進する可能性を持つ。正しい介入とレベルで、社会的目標の達成に向けて進むことができる。しかし、規制と適切な政策がなければ、ジェンダー不平等と脆弱性を深めることもあろう。いたるところの女性と女兒が技術開発から利益を受けることができるように、開発の分裂を埋める緊急の必要性もある。

336. 国々は、①ジェンダー平等を推進し、包摂と尊重を推進し、集団的行動を可能にし、持続可能な環境に貢献するように技術開発と革新のための優先事項を設け、資金提供し、②すべての女性女兒が、ジェンダー・デジタル格差を埋め、技術の立案への女性の平等な参画を可能にすることにより、技術の進歩から平等に利益を受けることを保障し、③オンラインの暴力、虐待、ハラスメント、プライバシーの権利への脅し及び人工知能とロボット工学の偏見を含め、ジェンダー平等に対する技術に固有の危険と闘う法律、政策、規則を実施するべきである。

進歩を効果的に監視するためにデータと証拠の格差を埋める

337. ジェンダー平等に向けた進歩を効果的に監視するためのデータの欠如は、かなりの課題である。「行動綱領」と「2030 アジェンダ」の実施を監視するために必要な性別・年齢別・場所別・その他の要因別統計とデータは、傾向分析を可能にするために、まだ国々によって定期的に作成されていない。過去5年間でそのようなデータを生み出すことにさらなる重点と投資があったが、そうするための能力不足は、特に開発途上国において依然として懸念の源である。量的データに加えて、質的調査を含め、その他の型の調査に投資し、例えば、設置されている法律と政策が適用されないまたは女性と女兒に対して思いがけない否定的結果を持つ程度に対するさらにニュアンスのある理解を提供する必要がある。

338. 国々は、①統計能力にもっと投資し、ジェンダー平等の公約の実施を監視するために定期的にデータを生み出し、②高等教育機関を含め、ジェンダー平等に関する調査と専門知識にもっと資金を提供するべきである。

(房野桂訳)